
第3期

川崎市文化芸術振興計画

令和6（2024）年3月

川崎市

はじめに

本市には、市内各地に残る郷土色豊かな民俗芸能、世界的な評価を受けている「ミューザ川崎シンフォニーホール」、「藤子・F・不二雄ミュージアム」など各種の文化関連施設、東海道や大山街道といった街道筋の文化芸術、市内企業の生産施設や産業遺産の他、最近ではブレイキンやミューラルアート等のストリートカルチャーなど、多様な文化芸術資源が豊富に存在しています。また、市内の各所では、著名なアーティストから市民文化団体まで、多様な主体により音楽や演劇、美術、舞踊など多彩な文化芸術活動が盛んに行われてきました。

令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、多くの人が集まる文化イベント等については、中止、延期又は規模の縮小を余儀なくされ、文化芸術に関する活動は極めて甚大な影響を受けましたが、文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて世界中で認識されました。

また、全国的に人口が減少に転じる中、本市では20代前後の若い世代を中心に人口の増加が続き、令和12（2030）年ごろにピークを迎えますが、その後は減少していき、令和7年（2025）年までの間に人口の約21%が65歳以上となる「超高齢社会」が見込まれています。このような状況において、本市が持つ豊富な文化芸術資源を活用しながら、文化芸術活動の活性化を図ることにより、魅力的なまちづくりや市民の活力を創出し、ウェル・ビーイング（Well-being）の実現など、多様性と社会的包摂を推進する取組の重要性は高まっており、文化芸術が果たす役割も期待されているところです。

こうした文化芸術を取り巻く状況変化に的確に対応するため、市制100周年を迎えた本年、「第3期川崎市文化芸術振興計画」の策定を行いました。この計画により、これからの未来の川崎を見据え、誰もが文化芸術に親しんでいる「アート・フォー・オール」の環境整備を目指しつつ、本市の文化芸術の振興をより一層推進してまいります。

目次

第1章 第3期文化芸術振興計画の策定にあたって

1 策定の経緯	1
2 第2期計画（改訂版）の評価、検証等	1
3 第2期計画（改訂版）策定以降の文化芸術を取り巻く状況の変化	4
4 市民意見等の把握と整理	8

第2章 本計画の基本的な考え方

1 計画の策定の方針	10
2 本市の文化芸術振興の重点的な取組	10
3 本計画の策定における新しい要素	11
4 本計画の位置付け	12
5 計画期間	13

第3章 本計画の体系と施策の展開

1 本計画で目指すまちの姿	14
2 計画の体系	14
3 基本目標と施策の展開	15
基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり	15
施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進	15
施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進	17
施策3 「川崎の文化芸術」の魅力発信	19
基本目標2 人材の育成とつながりによる地域課題への対応	21
施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供	21
施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進	22
施策3 文化芸術によるつながりの創出	23
基本目標3 市民が文化芸術に触れる場と機会の創出	25
施策1 文化施設等の効果的な運営	25
施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供	26

4 横断的な戦略	28
戦略1 身近に文化芸術に触れ、親しめる環境づくりに向けた取組を推進する	
戦略2 文化芸術による様々な出会いや交流を促進する	
戦略3 かわさきパラムーブメント推進ビジョンのレガシーを形成する	
戦略4 民間施設を含めた効率的・効果的な利活用と連携を促進する	

第4章 計画の推進について

1 成果指標	30
2 連携による本計画の推進	31
3 計画の進行管理・評価の体制	32

参考資料

1 本計画策定の経過	34
2 「アート・フォー・オール」について	35
3 市民アンケート	37
4 文化芸術団体へのアンケート	40
5 文化芸術団体等へのヒアリング結果	43
6 パブリックコメント手続き結果	47
7 川崎市文化芸術振興条例	49
8 川崎市文化芸術振興会議規則	50
9 文化芸術基本法	51
10 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	56
11 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	58

第1章 第3期文化芸術振興計画の策定にあたって

1 策定の経緯

本市では、旧・文化芸術振興基本法（平成 29(2017)年 6月に文化芸術基本法に改正）の第4条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」に基づき、文化芸術を活かしたまちづくりを進めるため、平成 17(2005)年 4月に「川崎市文化芸術振興条例」（以下「振興条例」という。）を制定しました。

この振興条例に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 20(2008)年 3月に「川崎市文化芸術振興計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、さらに平成 26(2014)年 3月には概ね 10年間を計画期間とする「第2期川崎市文化芸術振興計画」（以下「第2期計画」という。）を策定、計画期間の中間年である平成 30(2018)年度に「第2期川崎市文化芸術振興計画(改訂版)」（以下「第2期計画(改訂版)」という。）として改訂しました。

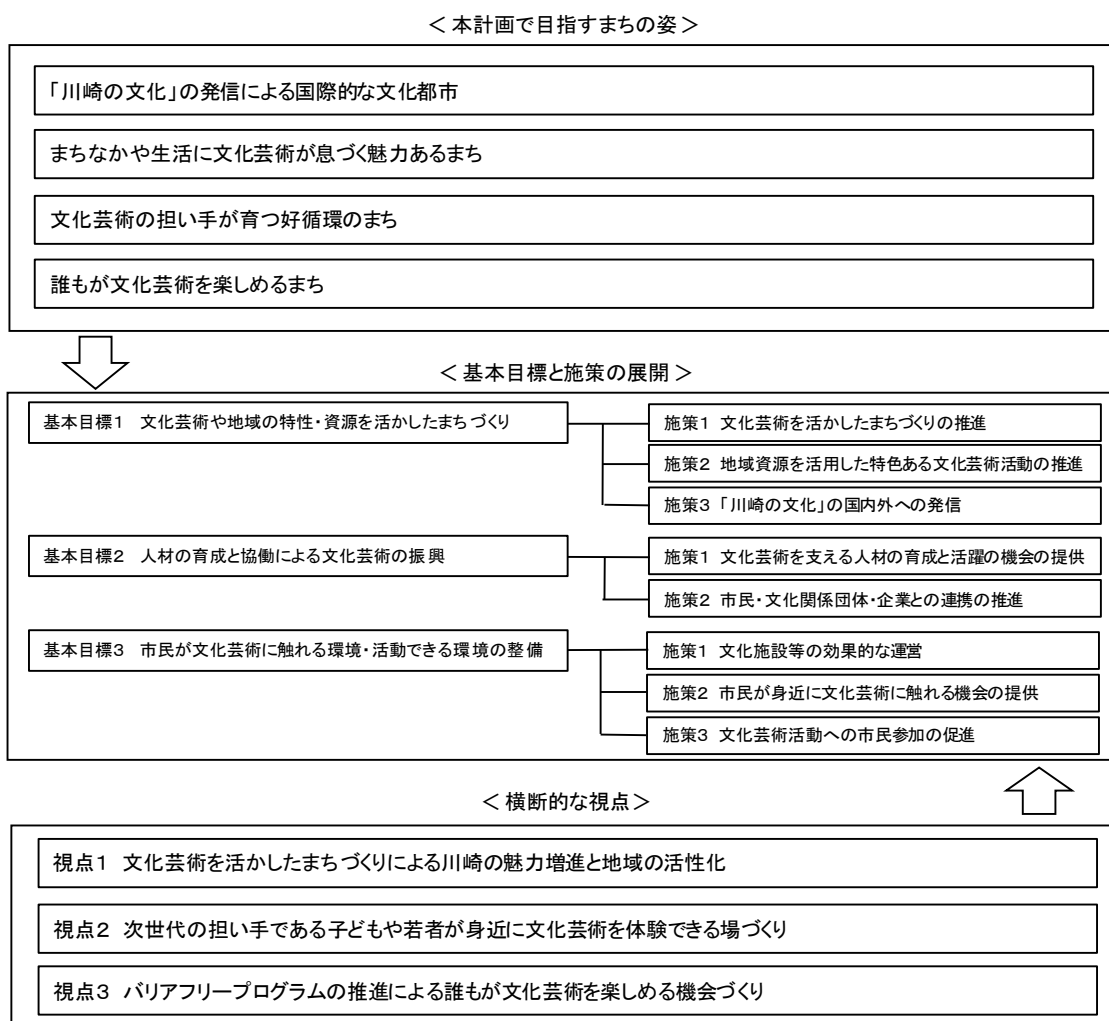
この度、第2期計画(改訂版)の最終年度を迎えることから、社会状況の変化や国の動向、本市の取組など、文化芸術を取り巻く状況の変化等を踏まえて見直しを行い、令和 6(2024)年度から 10年間を計画期間とする「第3期川崎市文化芸術振興計画」（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き文化芸術振興施策を推進していきます。

2 第2期計画(改訂版)の評価、検証等

(1) 計画の体系

第2期計画(改訂版)では、川崎の文化芸術振興の方向性として4つの「目指すまちの姿」を定め、目指すまちの姿を達成するため3つの「基本目標」と、基本目標を達成するための「施策」を定め、具体的な取組を進めました。また、取組を推進する際の重要な視点を「横断的な視点」として位置付けるとともに、計画全体の成果指標として「川崎市総合計画第2期実施計画」（以下「第2期実施計画」という。）における成果指標を活用しました。

【第2期計画（改訂版）体系図】



(2) 第2期計画（改訂版）の取組と評価及び検証

第2期計画（改訂版）で掲げた基本目標ごとに、計画期間である（平成31(2019)年度）から令和5(2023)年度までの主な取組と、成果指標から取組に対する評価、検証を整理しました。

◎基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

主な取組	○音楽や映像、地域固有の歴史や伝統文化など、地域の文化芸術資源を活かしたまちづくりに向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・「かわさきジャズ」の開催 ・ミュージアム川崎シンフォニーホールやカルッツかわさきにおける良質な音楽の鑑賞機会の提供 ・「川崎市映像アーカイブ」の公開 ・「東海道川崎宿2023まつり」の開催 ・「高津区ふるさとアーカイブ」公開 ・「川崎市地域文化財顕彰制度」の創設 ・「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」の策定 ・「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」の策定
------	---

	<p>○川崎の文化の発信による都市イメージの向上と地域への愛着の増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かわさきイベントアプリ」による情報提供の開始 ・「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）」など、川崎に根ざした文化芸術イベントの発信
--	---

◎基本目標2 人材の育成と協働による文化芸術の振興

主な取組	<p>○地域の文化芸術活動を支える人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かわさきジャズ」における人材育成プログラムの実施 ・文化財ボランティア登録制度の開始 ・芸術のまち・かわさき人材育成事業（アート講座）の実施 ・文化芸術イベント等におけるボランティアの育成 ・ミューザ川崎シンフォニーホールにおける人材育成プログラムの実施 ・岡本太郎現代芸術賞（TARO 賞）やかわさき市美術展の実施 ・子どもや青少年を対象とした文化芸術事業の実施 <p>○市民や文化関係団体、企業等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あさお芸術・文化交流カフェ」の開始 ・「音楽のまち・かわさき」推進協議会や「映像のまち・かわさき」推進フォーラムの活動への支援 ・「アート・フォー・オール」推進モデル事業の実施
------	--

◎基本目標3 市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備

主な取組	<p>○美術館やホール等の文化関連施設の効果的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化関連施設における魅力的な公演や展示等の事業の実施、アウトリーチ活動の実施、鑑賞支援の取組の実施、専門人材の育成、施設間の連携・協力 <p>○誰もが文化芸術を楽しみ、参加できる機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所のロビーや各地域の公共施設を活用したコンサート ・東京交響楽団による社会福祉施設等への巡回コンサート ・「Colors かわさき展」など障害のある方による文化芸術活動の環境づくりに向けた事業の実施
------	---

(成果指標の結果)

成果指標	実績値						参考値 (R3)	目標値 (R5)
	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
文化・芸術活動の盛んなまちだと思う市民の割合	47.4%	—	48.5%	—	45.2%	—	52.2% 以上	53.6% 以上
主要文化施設の入場者数	137.8万人	139.3万人	114.9万人	57.1万人	82.3万人	87.7万人	140.5万人 以上	140.5万人 以上
ミュージアム川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率	74.00%	75.67%	75.54%	72.61%	75.63%	76.40%	74.0% 以上	74.5% 以上
年1回以上文化芸術活動をする人の割合	14.5%	—	13.4%	—	12.1%	—	18.0% 以上	19.0% 以上
「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合	51.3%	—	51.8%	—	46.3%	—	57.0% 以上	58.5% 以上
「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合	17.8%	—	16.3%	—	11.4%	—	25.0% 以上	27.5% 以上

(注) 参考値は川崎市総合計画（第2期実施計画）の計画期間の終期である令和3（2021）年度における目標値です
アンケート調査の実施周期の関係で実績値がないものは「—」で表しています

結果としては、令和元年東日本台風による市民ミュージアムの被災、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響前は、主な取組のとおり、文化芸術関連イベントや文化関連施設の運営などを行ったことにより、成果指標の大半が増加傾向であったことから、第2期計画（改訂版）で掲げた基本目標や施策の目的に沿った取組は、一定の効果があつたと確認できましたが、新型コロナウイルス感染症拡大以降は事業中止や規模縮小が多かったことなどが原因で、成果指標は、一つの項目を除き、令和5年度の目標値を達成できない見込みとなります。

成果指標から見られる取組に対する課題としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による鑑賞者の減少、文化芸術活動の担い手の減少をはじめ、市民や地域の活動団体等との連携の更なる強化、参加者の拡大等に向けた広報や情報発信の一層の強化、ボランティアを含めた文化芸術活動の担い手の不足などが挙げられます。

3 第2期計画（改訂版）策定以降の文化芸術を取り巻く状況の変化

第2期計画（改訂版）を策定した以降、文化芸術に関連して、社会状況や国、本市における様々な変化が生じています。

(1) 社会状況の変化

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活様式の変化など、本市を取り巻く社会環境が急激な変容を見せる中、将来的な人口減少・超高齢社会への対応など、将来を見据えて乗り越えなければならない課題もあります。

文化芸術が持つ多様な価値を活かして地域や社会への貢献が果たせるよう、これらの対応・解決に資する取組を展開していく必要があるといえます。

ア 新型コロナウイルス感染症拡大等に端を発する社会環境の変化への対応

新型コロナウイルス感染症の影響は、人々の身体的な接触を妨げ、心理的な距離も生じさせるなど、多くの人々の行動変容となり、イベントの中止や延期、規模縮小など文化芸術活動が困難になる状況となった中、文化芸術は人々に安らぎ、勇気、希望を与えるという本質的価値が改めて認識されたことから、文化芸術の振興、継承が重要であると考えられます。

イ 一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくり

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けたSDGsの取組が世界的な動きになり、女性、高齢者、外国人、障害者その他マイノリティへの社会的障壁を取り払うための法整備が進むなど、ダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の重要性が高まる中、本市においても、様々な障壁を取り除き、誰もが社会参加できる環境を作り出すことが求められています。

こうした中、本市では、誰もが文化芸術に携わり、親しみ、楽しめる環境づくりに貢献するため、障害の有無、世代、性別、国籍などの背景の違いを超えて、多様な人々が文化芸術に触れ、その魅力を体験・体感することができるよう、様々な社会的障壁に配慮した取組を展開していく必要があると考えられます。

ウ 将来的な人口減少・超高齢社会への対応

全国的に人口が減少に転じる中、本市では20代前後の若い世代を中心に人口の増加が続いていますが、令和12（2030）年頃にピークを迎え、その後は減少していくことが見込まれます。また、令和7（2025）年までの間に人口の約21%が65歳以上となり「超高齢社会」を迎えると見込まれていることから、文化芸術の担い手や鑑賞者などの需要の減少により、文化芸術の衰退が見込まれます。

このような課題に対して、本市が持つ豊富な文化芸術資源も活用しながら、幅広い世代に関心を持ってもらえるような取組の展開や、市域の文化芸術活動の活性化を図ることにより、文化芸術のすそ野を拡大し、魅力的なまちづくりや市民の活力の創出に貢献していくことが必要であると考えられます。

エ 市民や地域のつながりの強化

近年、令和元年東日本台風のような風水害、地震などの危機事象による災害対応や社会的な孤立等による孤独死の発生などの状況に対し、市民や地域のつながりによる対応が求められていますが、地域コミュニティの希薄化に加え、価値観の多様化が進むなどにより、市民や地域のつながりは、弱体化していると考えられます。

このような課題に対して、文化芸術を通じ、市民や団体、他の文化施設と連携・協働した活動などで、多様なつながりを生み出し、より豊かなコミュニティの形成を図ることで、市民や地域のつながりを強化する必要があると考えられます。

(2) 国の動向等

文化芸術に係る国の動向に目を向けると、文化芸術基本法に基づき平成 30（2018）年 3 月に閣議決定された文化芸術推進基本計画（第 1 期）が計画期間を終え、令和 5（2023）年度から 5 年間を対象期間とする第 2 期基本計画が令和 5（2023）年 3 月 24 日に閣議決定されました。第 2 期基本計画の重点取組として、ポストコロナの文化芸術活動の推進、次代を担う子どもたちの育成、多様性を尊重した文化芸術の振興などが掲げられています。

また、障害者文化芸術推進法に基づき、令和 5（2023）年 3 月に、令和 5（2023）年度から 5 年間の計画期間とする、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）が策定され、鑑賞・創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、相談体制の整備など 11 の施策が掲げられています。

さらに、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針が令和 5（2023）年 3 月に改正されたほか、令和 5（2023）年 4 月に施行された博物館法の改正により、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化が追加されるとともに、他の博物館施設を含む地域の多様な主体との連携や、文化観光等への貢献が博物館の役割として求められることとなります。

(3) 本市の状況等

ア 川崎市総合計画 第 3 期実施計画（令和 4（2022）年 3 月策定）

本市は、「川崎市総合計画 第 3 期実施計画」（以下「第 3 期実施計画」という。）において、社会状況の不確実性が高まる中においても、継続した課題や新たな課題に対応した取組を推進し、めざす都市像の実現を図っていくための今後 4 年間の具体的な取組を定めています。また、平成 31（2019）年に策定した「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を第 3 期実施計画と統合し、本計画における各施策と SDGs の達成に向けた取組を一体的に推進しています。

この中で、施策の一つとして「市民の文化芸術活動の振興」を掲げ、「市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする」ことを目標とし、その方向性として「誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境づくり（アート・フォー・オール）の推進」や「市民ミュージアムの被災収蔵品修復作業等の推進及び新たなミュージアムの整備に向けた取組の推進」などを定めています。

イ 新たなミュージアムに関する基本構想（令和 5（2023）年 5 月策定）

市民ミュージアムが令和元年東日本台風により被災し、被災から 4 年経過した現在は仮設の施設で被災収蔵品修復作業等を行いつつ、新たなミュージアムの整備に向けた取組を進めています。新たなミュージアムは、博物館、美術館が融合した「川崎らしい」ミュージアムとして、本市の特徴及びこれまでの市民ミュージアムの活動を活かした取組や、社会環境の変化等への対応に寄与する取組を展開し、地域や社会への貢献を図ることなどを目指し、展示室、収蔵庫等の機能を持つ「ミュージアム（拠点施設）」の整備のみならず、誰もが文化芸術に携わり、親しみ、楽しみ、市域の多

くの場所でミュージアム活動に触れられるよう「まちなかミュージアム」の取組を展開していくとしています。

今後、開設候補地とした「生田緑地ばら苑隣接区域」について、自然環境への配慮や道路等のインフラ整備等の課題に対し検討を進め、開設地として決定していくことを目指すとともに、具体的な事業内容、必要な機能、施設規模、学芸員のあり方、修復した収蔵品の活用方法等について検討を進めています。

ウ 川崎市文化財保存活用地域計画（令和6（2024）年3月作成予定）

本市は、未指定を含めた文化財を総合的に把握し、地域の文化財の保存・活用の基本的な方針を定めるとともに、この方針に基づく取組みにより、歴史や文化を生かしたまちづくりを進めることを目的とし、「文化財が人をつなぎ、地域のたからを守り育むまち」を基本理念とし、本市の文化財の保存・活用を進めています。

エ かわさきパラムーブメント推進ビジョン（令和4（2022）年6月策定）

本市は、「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」に基づき、共生社会の実現に向けた様々な取組を進めています。

この中で、レガシーの一つとして掲げる「誰もが文化芸術に親しんでいるまち」の形成に向け、「障害のある方がより文化芸術活動に関われるよう、様々なバリアの解消を図っていくことが必要」と示しています。

オ これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月策定）

本市は、暮らしを取り巻く環境の変化がもたらす様々な将来リスクを回避し、多様な主体の連携により、「市民創発」※1による持続可能な暮らしやすい地域を実現する施策の方向性を示すことを目的として「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定し、多様なつながりや居場所を創出しつつ、幸福度が高く、誰もが認められる社会的包摂の進んだ持続可能な都市型コミュニティの形成に向け、取組を進めています。

カ 若者文化の発信によるまちづくりに向けた基本方針（平成30（2018）年10月策定）

本市は、若い世代をはじめ、あらゆる世代が活躍する持続可能なまちづくりを進めていく観点から、「若い世代が集い賑わうまち」を目指し、川崎らしい地域資源であるストリートカルチャーを反映したミューラルアートなどの若者文化の発信により魅力を高める取組を進めています。

※1 様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでになかった活動や予期せぬ価値を創出すること。

4 市民意見等の把握と整理

(1) 市民アンケート結果等

令和5年度の市民アンケート結果から見ると、過去1年間に文化芸術を鑑賞した人は増えており、新型コロナウイルス感染症拡大後から回復傾向にあります。

しかしながら、過去1年間の文化芸術活動をした人は、依然として低いままであり、文化芸術への興味がある人も減少しているため、誰もが気軽に文化芸術に触れ、参加できる環境づくりが必要と考えます。

市民アンケート（単純集計値）の結果（抜粋）

※調査対象：川崎市在住の18歳以上の個人 調査方法：インターネット調査 有効回答数：1,500 標本

（過去1年間に鑑賞した文化芸術） 複数回答有

	音楽	美術	演劇	舞踊	映画（アニメを除く）	アニメ映画など（※）	伝統芸能	芸能	歴史的な建物や遺跡	その他	鑑賞しなかった
平成30年度	21.7%	21.3%	10.4%	3.0%	35.1%	11.4%	3.8%	3.5%	19.4%	5.2%	36.2%
令和3年度	10.7%	5.9%	4.3%	1.4%	11.4%	4.7%	1.0%	1.3%	4.8%	1.4%	73.8%
令和5年度	18.6%	14.5%	9.0%	2.5%	25.2%	10.6%	3.5%	3.7%	12.5%	0.1%	55.8%

※コンピュータや映像を活用したアート（メディアアート）など

（過去1年間に行った文化芸術に関わる活動） 複数回答有

	創作	出演	習い事	地域芸能の参加	子どもの文化芸術活動支援	美術館などの案内等の支援	音楽祭などの開催支援	歴史的な建物等の保存・活用支援活動	その他	活動しなかった
平成30年度	4.2%	5.1%	4.1%	4.3%	1.8%	1.3%	1.0%	0.9%	7.0%	78.1%
令和3年度	4.4%	3.9%	3.8%	1.7%	1.9%	1.5%	1.1%	1.5%	0.1%	86.7%
令和5年度	3.6%	4.3%	2.7%	4.8%	1.3%	1.3%	1.4%	1.5%	0.1%	85.4%

（文化芸術活動等の興味）

	興味がある	どちらかという と興味がある	どちらかという と興味がない	興味がない
令和3年度	15.5%	33.1%	24.5%	26.9%
令和5年度	10.3%	31.0%	26.8%	31.9%

(2) 文化芸術団体アンケート結果等

令和5年度の文化芸術団体アンケート結果から見ると、各文化芸術団体の加盟団体数及び活動が活性化した団体は減少しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため、減少傾向にあります。

活動員の高齢化や次の世代への活動の継承が課題として捉え、子どもや若者のイベント等の実施などに取り組んでいるが、解決には至っておらず、各団体による取組だけではなく、団体間の連携等を深めることで、広域的な取組とすることや新しいアイデアの創出などにより、課題解決を目指していく必要があります。

また、文化芸術活動の練習や発表をする施設は、予約が取りづらい、規模の適した会場が少ないという意見が多く、既存の施設や民間施設等の活用などの推進が必要と考えます。

文化芸術団体へのアンケート結果（抜粋）

※団体数は平成30年度10団体、令和5年度9団体

(加盟団体数)

	増加	あまり 変わらない	減少
平成30年度	1	8	1
令和5年度	2	4	3

(団体活動の活性化)

	思う	思わない	どちらとも 言えない
平成30年度	8	0	2
令和5年度	4	2	3

(団体活動の課題) 複数回答有

	活動場所の 確保	活動資金の 確保	活動員（ボランティアを除く）の確保 が難しい	活動を支援するボラ ンティアの確保	指導者・助 言者がいない	他の団体との 連携が不足	活動を周知する機 会が少ない	活動員が高 齢化している	次の世代への 活動継承	その他
平成30年度	6	3	1	1	0	1	1	10	9	0
令和5年度	4	1	1	0	0	3	3	9	8	1

(練習や発表での施設利用の支障) 複数回答有

	関連する情 報が少ない	入場料や使 用料が高い	利用時間が 短い	予約が取りづ らい	規模の適した 会場が少ない	設備が足りな い・不十分	その他	特にな い
平成30年度	0	5	1	—	—	—	5	1
令和5年度	0	2	1	8	4	1	3	0

(本市の文化芸術振興施策に最も必要だと思う取組)

- ・市民が文化活動で利用し易い施設（場所、料金、設備）の充実
- ・他区との連携が取れていないため、全体の横のつながりが必要
- ・子どもたちに経済的余裕が見られないため、体験に必要な最低限の費用支援

第2章 本計画の基本的な考え方

1 計画の策定の方針

第2期計画（改訂版）の策定以降、社会状況の変化や、国における計画の策定や法律の改正、本市においては、新たなミュージアムの整備に向けた取組など、文化芸術を取り巻く様々な状況の変化がありました。

文化芸術の振興は、中長期的な取組によって成果が現れると考えられ、本市の文化芸術の振興に関して基本理念を定めるとともに、市、市民及び企業の役割や文化芸術振興施策の基本事項を定めた、振興条例を踏まえたものである第2期計画（改訂版）の基本方針などを踏襲しつつ、第2期計画（改訂版）の策定以降の状況の変化等を踏まえて、必要な見直しを行います。

それにより、文化芸術を通じたダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）を推進するため、多くの市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進め、市民や文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興をより一層図ってまいります。

【基本方針】

基本方針1	文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進 文化芸術の振興は、都市が創造、発展、繁栄するための重要な要素であり、その活動と情報発信を通じて、まちの活性化を進めます。また、市民が愛着と誇りをもって暮らすことができるまちづくりを進めることによって、創造的で人間らしい感性豊かな人を育む地域社会をつくります。
基本方針2	市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援 市民が主体的に実施する多様な文化芸術活動に対して、環境の整備と場所、施設、方法等の必要な情報提供を行い、その活動の自主性、創造性を尊重し、様々な角度から支援を行います。
基本方針3	関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり 市民、企業、文化団体や大学等が、コミュニケーションを図りながら連携・協働を促進し、それぞれが役割を担うことにより、効果的で継続的に文化芸術を振興するとともに、地域づくりを進めます。
基本方針4	文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進 国内外の都市や地域との文化交流を積極的に推進し、文化的価値観の違いを認め、相互に尊重するとともに、多様な文化芸術活動、生活様式、伝統等に触れるための情報発信と人的交流を進めます。

2 本市の文化芸術振興の重点的な取組

今後の本市の文化芸術振興にあたっては、本市を取り巻く環境の変化や第2期計画（改訂版）の取組での課題等を踏まえ、本市が持つ多彩で豊富な文化芸術資源を活かし、誰もが気軽に文化芸術に触れ、参加することができる環境作りと、「川崎の文化」を支え、発展させる次代の担い手の育成の取組などを進める必要があることから、次のとおり、これからの本市の文化芸術振興の重点的な取組を整理しました。

(1) アート・フォー・オールの実現に向けた取組の推進

誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境をつくるため、身近に文化芸術に触れ、アートを身近に感じ親しめ、また、アートにより、様々な出会いや交流が促進され、自由で多様な創作活動が生まれ、新たな価値を生み出すなど社会的包摂性が高く、寛容で多様性を育む取組を進めるとともに、文化芸術資源を活用した取組及び次代の担い手の育成を併せて進め、持続的に地域社会が抱える課題等を解決していくことを目指します。

(2) 新たなミュージアムの整備と活動の展開

博物館、美術館が融合した「川崎らしい」新たなミュージアムの整備に向けた取組を進めるとともに、新たなミュージアムは、多様な活動を通じ、地域や社会への貢献を図り、市民に身近なミュージアムとして、様々な「つながり」を創出し、誰もが文化芸術に携わり、親しみ、楽しめる環境づくりの場となる取組を進めます。

また、新たなミュージアムは、開設地周辺エリアの価値向上につながる取組に加え、市域の多くの場所で人々がミュージアム活動に触れられる取組を進め、新たなミュージアムにおける「まちなかミュージアム」の活動を展開していきます。

(3) 「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」に基づく取組の推進

市制 100 周年後のその先の 100 年を見据え、「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」のレガシー形成を目指し、「すべての人が文化芸術活動に携わることができる環境が整っている」、「すべての人が文化芸術に親しみ、楽しめる環境が整っている」状態を目指し、多様性と社会的包摂を推進する取組を進めます。

(4) 文化施設を含めた既存施設の効率的・効果的な利活用

公共・民間施設の効率的・効果的な利活用、連携やアウトリーチ活動の実施等により、市民が文化芸術に触れるきっかけとなるほか、市民が身近に文化芸術に触れ、親しむことができる場を提供します。

3 本計画の策定における新しい要素

本計画の策定にあたっては、第 2 期計画（改訂版）の取組の効果が見られたことから、条例の趣旨を踏まえた基本方針や基本目標などを踏襲しつつ、第 2 期計画（改訂版）の評価、検証等により明らかになった課題に対し、横断的な戦略として、実施可能な部分を施策毎の取組に取り入れ、「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち」を形成し、多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出すことなどで課題解決を目指します。

また、アート・フォー・オールや新たなミュージアムを拠点施設としての整備と「まちなかミュージアム」としての展開等の新たな取組や第 2 期計画（改訂版）からの取組を継続しつつ、強化する取組を新しい要素として位置付けます。

(1) 横断的な戦略を位置付け【新規】

- ・本市の文化芸術振興の重点的な取組は、「目指すまちの姿」の実現に向け、実施可能な部分を各々の取組に取り入れるため、横断的な戦略として位置付けます。また、各取組へ取り入れるため、考え方を示す視点ではなく、具体的な取組を示す戦略とします。(横断的な戦略)

(2) アート・フォー・オール取組を位置付け【新規】

- ・「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち」(「目指すまちの姿」)
- ・「身近に文化芸術に触れ、親しめる環境づくりに向けた取組を推進する」
(横断的な戦略1)
- ・アートを通してコミュニケーションを生み、誰でもつながりあえるまちを形成します。
(基本目標1 施策1 取組3)

(3) 新たなミュージアムの活動の展開を位置付け【新規】

- ・新たなミュージアムにおける活動を見据えたアートコミュニティ形成の取組
(横断的な戦略2の取組)
- ・新たなミュージアムの拠点施設は、「リアルなモノ」に出会える機会を提供しつつ、限られた空間を有効活用し、多様性、公平性、アクセシビリティ、包摂性の4つの観点を重視した施設の検討を進めます。(基本目標3 施策1 取組1)
- ・市民ミュージアムをはじめ、美術館、博物館の作品等のデジタル・アーカイブ化の推進や、デジタル技術を活用した市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供
(基本目標3 施策2)

(4) 文化施設を含めた既存施設の効率的・効果的な利活用を位置付け【新規】

- ・「民間施設を含めた効率的・効果的な利活用と連携を促進する」(横断的な戦略4)
- ・既存の施設や、民間施設等を有効活用した文化芸術事業の実施
(基本目標3 施策2 取組3)

(5) 文化芸術を通じた市民や地域のつながりの強化【継続】

- ・人材の育成とつながりによる地域課題への対応 (基本目標2)
- ・文化芸術によるつながりの創出 (基本目標2 施策3)

(6) 広報や情報発信の強化【継続】

- ・国内外に向けた発信に捉われず、市民も含めた魅力発信を進めます。
(基本目標1 施策3)

(7) 取組の進捗管理の強化【継続】

- ・「川崎市文化芸術振興庁内推進委員会」において、中長期的な文化施策のあり方、連携方策等の検討・調整とともに、計画の進捗管理も行っていきます。

4 本計画の位置付け

本計画は、振興条例第7条に基づき、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する計画であり、川崎市政の基本方針である「川崎市総合計画」をはじめ関連する分野別計画等との整合性を図っています。また本計画は、文化芸術基本法第7条の2に規定する地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」に該当する計画であり、策定にあたっては、文化芸術基本法の理念に則るとともに、川崎の実情に即しつつ、国の文化芸術に関する施策に関する基本的な計画である「文化芸術推進基本計画」を参酌しています。

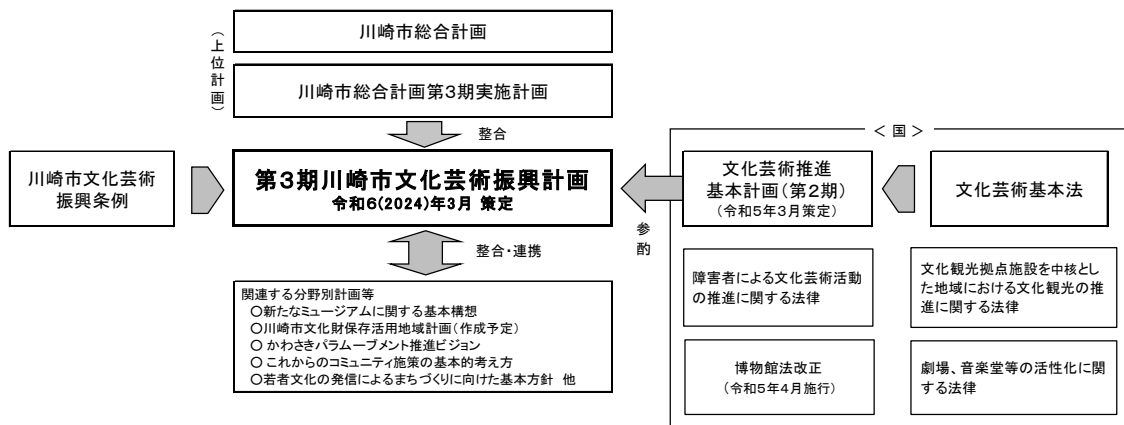
また、本計画では、文化芸術基本法第3章「文化芸術に関する基本的施策」に規定する、文学や音楽、美術、写真、演劇、舞踊等の芸術、映画や漫画等のメディア芸術、能楽や歌舞伎等の伝統芸能、落語や講談等の芸能、茶道や華道等の生活文化、有形・無形の文化財を対象としています。

このうち、文化財の調査や保存・活用に関しては、その根幹となる「文化財保護法」に基づき、本市では平成26年3月に策定した「川崎市文化財保護活用計画」による取組を進めています。（「川崎市文化財保存活用地域計画」令和6(2024)年3月作成予定）

本計画には施策体系の中に文化財の調査や保存・活用の取組も含まれますが、「川崎市文化財保護活用計画」は具体的な文化財の保存・活用について、その行政目的や方向性等の詳細を定めるもので、それぞれの計画は互いに連携し、関連性を持つものです。

さらに、産業や観光及び福祉等他分野との連携・協力により、文化芸術の振興を図るとともに、これらの関連分野の振興にも寄与することを目指します。

【計画の関連図】



5 計画期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とします。しかしながら、社会情勢の変化や国の文化芸術推進基本計画、本市の総合計画などの状況を踏まえ、5年で検証し、必要に応じて見直しを行います。

第3章 本計画の体系と施策の展開

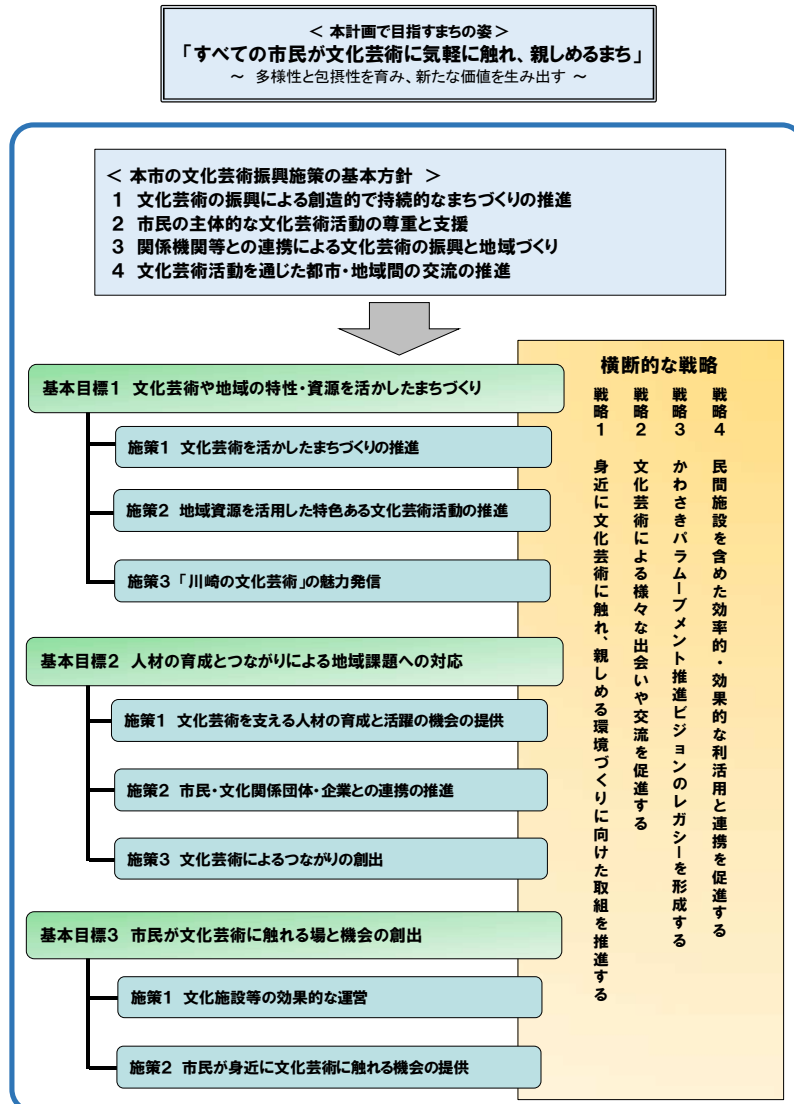
1 本計画で目指すまちの姿

第2章2で述べた本市の文化芸術振興の重点的な取組を踏まえ、誰もが文化芸術に気軽に触れ、親しめることができ、様々な出会いや交流が促進されるとともに、自由で多彩な創作活動が生まれ、多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出すなど、「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち～ 多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出す～」を本計画で目指すまちの姿とします。

「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち」
～ 多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出す ～

2 計画の体系

この「本計画で目指すまちの姿」を達成するため、今後の一層の文化芸術振興を図る3つの基本目標と、基本目標を達成するための施策を定め、横断的な戦略を取り入れつつ、具体的な取組を進めていきます。



3 基本目標と施策の展開

基本目標 1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

本市には、様々な文化芸術分野で活動する人がおり、それぞれの地域においても特色のある伝統的な文化芸術が地域に受け継がれています。また、ミューザ川崎シンフォニーホールをはじめ多くの文化関連施設があるなど、市内には豊富な文化芸術資源があります。

本市では、音楽や映像をはじめとして、歴史や伝統文化、若者文化に加え、地域に根ざした文化芸術活動など、市内の文化芸術資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、これらの魅力を積極的に発信し、市民の地域への愛着を増進するとともに都市イメージの更なる向上を図ります。

施策 1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

文化芸術の取組を市民の生活の中に浸透させ、まちづくりにつなげることにより、心豊かな社会が形成され、住む人にとっても、訪れる人にとっても魅力的なまち「川崎」を創造していきます。

取組 1 音楽によるまちづくり

【概要】

川崎の特徴である「多様性」を活かし、多様な団体等と連携して老若男女、様々な環境の人が身近に音楽に親しめる環境、演奏できる環境を創出することにより、市内各地で培ってきた音楽によるまちづくりの裾野を広げ、音楽によるまちづくり、人づくりに取り組むとともに、ミューザ川崎シンフォニーホールを中心とした良質な音楽の提供を行っていくことにより、国内外に「音楽のまち・かわさき」の魅力を発信していきます。

【内容】

- 公共施設やまちなか等、身近な場所で音楽を発表し、鑑賞できる機会の提供
- ミューザ川崎シンフォニーホールを中心とした、東京交響楽団等による質の高い音楽の提供
- 100を超える市民合唱団、4つの市民オーケストラなど、市民団体による盛んな音楽活動の支援
- 市内にある2つの音楽大学との連携による、学生の発表の機会の提供や、人材育成の推進
- カルッツかわさき、市民館等における多様なジャンルの音楽等を発表し、鑑賞できる機会の提供
- 多様な主体事業者等による「音楽のまち・かわさき」を発信する音楽イベント等の開催支援
- 「音楽のまち・かわさき」推進協議会を中心とした、企業や文化団体、演奏家の

マッチング機能、情報発信等の中間支援の取組による地域活性化

- 子どもや障害のある方、高齢の方等が気軽に音楽に触れ、参加し、楽しむことができるバリアフリープログラムの推進

取組 2 映像によるまちづくり

【概要】

映画大学やアートセンター、4つのシネコンなど、市内にある映像資源や企業・団体等と連携し、川崎の魅力を発信していくとともに、子どもや若者が映像制作等を学ぶ機会を提供することにより、創造性を伸ばし、将来の映像文化の担い手を育てていきます。

また、市内の様々な施設等などがロケ地として活用され、映像メディアを通じて本市の魅力発信を推進するとともに、昭和20年代から現在までの市政ニュース映画などの映像資料をアーカイブ化し、川崎の近現代の姿を記録するなど、地域の歴史を知る資料としての活用を図っていきます。

【内容】

- 映画大学、ケーブルテレビ局、シネコンなどの映像関係団体等との連携による都市イメージの向上と地域活性化の推進
- 小中学校での映像制作授業や地域での映像制作のワークショップの開催支援
- 市政ニュース映画などの過去の映像を通じた川崎の近現代の風景や建物、資料等の映像アーカイブ（記録の保存）化及び活用
- 市の施設関係者及び民間事業者との円滑な調整をはじめ、新たなロケ地の発掘やロケ情報等の発信

取組 3 「アート・フォー・オール」に向けたまちづくり

【概要】

誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境「アート・フォー・オール」の実現に向け、文化施設のみならず、市内の身近なところでの活動や暮らしに寄り添う活動を通して、これまで文化芸術に興味のなかった層にも届けることにより、アートを介してコミュニケーションを生み、誰でもつながりあえるまちを形成します。

また、文化芸術関係者によるプラットフォームを作り、ネットワークづくりの推進や音楽をはじめ美術、芸術、映像などのアート活動の支援等により、文化芸術活動を行う環境の充実を図り、誰もが文化芸術に親しむ機会を創出します。

【内容】

- 市内の美術作品などの文化資源を活用し、人と人、人と場所、人とモノを緩やかにつなぐ新たなミュージアムの活動を見据えたアートコミュニティ形成の取組
- 文化芸術活動を行う団体、企業、芸術家等のアート関係者によるネットワークづくりの取組
- 施設の有効活用や新たな場の発掘など文化芸術活動を行う環境の拡充

施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

多摩川に沿って南北に長い川崎では、それぞれの地域において特色のある文化芸術や民俗芸能が育まれてきました。また、東海道など江戸時代から栄えた街道筋、生田緑地や新百合ヶ丘周辺の文化施設が多く集まる地域では、それぞれの地域資源を活かした文化芸術活動が行われています。

これら、南北に長い川崎の地形の特徴を踏まえつつ、地域に根ざした川崎独自の文化芸術を活用したまちづくりを進め、魅力の発信を行っていきます。

取組1 街道筋の文化芸術を活用したまちづくり

【概要】

市内には、東海道のほか、その脇往還としてにぎわった矢倉沢往還（大山街道）、中原街道等が横断し、その宿場町や渡し場等、街道沿いに現在の街並みの原型が形成されてきました。それら街道筋の文化芸術を後世に伝えるとともに、それらを活用した魅力溢れるまちづくりを行っていきます。

【内容】

- 東海道かわさき宿交流館や大山街道ふるさと館、川崎浮世絵ギャラリーを拠点とした、宿場町や街道筋の文化芸術の魅力発信
- 地域住民や団体、民間企業等との連携による街道筋の歴史や文化を活用したまちづくりの推進
- 都市景観形成地区における街なみづくり等、歴史を活かした景観の形成
- 東海道川崎宿まちなみづくりガイドラインに沿った景観誘導の推進

取組2 生田緑地に点在する文化施設が連携した地域の魅力の発信

【概要】

生田緑地には、豊かな自然と、多くの文化施設があります。これらの資源同士を結びつけることにより、生田緑地を中心とした周辺地域の魅力発信を行っていきます。

【内容】

- 藤子・F・不二雄ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）の生田緑地4館連携による魅力発信
- 生田緑地を開設候補地とする新たなミュージアムの開館を見据えた、ばら苑を含めた生田緑地周辺全体のエリア価値向上に資する取組
- 地域のイベントである多摩区民祭などと連携したまちの活性化の推進
- 登戸、向ヶ丘遊園のまちづくりと連動した取組の推進

取組3 芸術のまちづくり

【概要】

音楽大学やホール、映画大学、アートセンター、実演団体の稽古場等の文化資源が集積した新百合ヶ丘周辺地区を中心に文化芸術を活用したまちづくりを行うことにより、人々が集う魅力あるまちを形成します。

また、文化芸術の振興を支えるボランティアを育成することにより、持続的な文化芸術のまちづくりに取り組んでいきます。

【内容】

- 川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）など地域の文化資源と連携した取組の展開及びまちの魅力発信

取組4 多摩川を活用したまちづくり

【概要】

多摩川は川崎の文化形成や生活・風俗に大きな影響を及ぼしてきました。多摩川を活用した事業や渡し場等の歴史を伝えていきます。

【内容】

- 二ヶ領せせらぎ館や大師河原水防センター、大師河原干潟館等の活用
- 多摩川の歴史や環境を身近に学習・体験できる事業の開催

取組5 地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり

【概要】

地域の歴史や生活に根ざした数多くの伝統文化、文化財について、行政、市民、地域団体等、地域総がかりで保存・活用を図り、市民の関心を高め、魅力あるまちづくりに寄与していくことを目指します。

【内容】

- 文化財等の保存・活用の推進
- 川崎市地域文化財顕彰制度に基づく地域に根ざした文化財掘り起こしの推進
- 国史跡橘樹官衙遺跡群の保存整備・活用の推進
- 市内の民俗芸能等を活用した取組の推進、活動の支援
- 子どもや若者も含め多様な市民が伝統文化や文化財に触れる機会の充実

取組 6 企業・産業が産み出す文化芸術の活用

【概要】

臨海部をはじめ、市内には幕末から戦前にかけて日本の工業を牽引した、多くの近代化遺産や産業遺産があり、川崎の文化の一翼を担っています。川崎の近現代化の遺産を残していくとともに、観光資源として活用を行っていきます。

【内容】

- 川崎区全域を展示場に見立てたかわさき産業ミュージアムの展開
- 工場夜景や企業博物館等、企業や産業が産み出す文化資源を活用した観光促進

施策 3 「川崎の文化芸術」の魅力発信

個性と魅力あふれる川崎の文化芸術を戦略的に発信することにより、都市イメージの向上によるシビックプライドを醸成するとともに、市内外や国外から人々を呼び込み、にぎわいのあるまちづくりや地域などでの文化交流を図ります。

また、最近では、若い世代を中心にブレイキン、ミューラルアートなどストリートカルチャーが注目を集めており、新たな川崎の文化芸術の発信を進めます。

取組 1 魅力的な文化芸術事業の発信

【概要】

川崎の特性を活かした文化芸術事業や、世界水準の優れた音響性能を有する「ミューザ川崎シンフォニーホール」、海外、取分け、アジア地域での人気が高い「藤子・F・不二雄ミュージアム」、世界的に有名な川崎市ゆかりの芸術家・岡本太郎氏の芸術作品等を展示する「岡本太郎美術館」、国内外を問わず文化的価値が高く、希少性の高い作品等を展示する「浮世絵ギャラリー」など魅力的な文化芸術事業等を本市の魅力として、ターゲットにあった媒体による発信を行い、市内外から人々が集う、にぎわいのあるまちづくりを進めていきます。

【内容】

- 「かわさきジャズ」や「アジア交流音楽祭」など、企業や商店街等と連携した取組の展開及びまちの魅力の発信
- ミューザ川崎シンフォニーホールを核にした質の高い公演事業の発信
- 民間主体による音楽祭等の文化芸術イベントの開催支援
- アルテリッカしんゆり（川崎・しんゆり芸術祭）等、地域に根ざした魅力的な事業による全国発信
- 映像作品の市内ロケ地の発信による聖地化
- 文化施設における美術作品など様々な展覧会やイベントの開催
- 日本の歴史的な伝統文化を伝え、国内外を問わず高い文化的な価値がある浮世絵の魅力の発信
- イベント等の対象者に合わせた広報媒体による効果的な情報発信及び多言語化の推進

取組2 文化交流の推進

【概要】

海外や国内の諸都市との交流により、異なる地域の文化芸術に触れる機会を提供するとともに、都市間の友好親善や市民の相互理解を促進します。

また、文化芸術活動を通じて市民が多様な文化を理解し、尊重し合うことができるよう、地域などでの文化交流を促進します。

【内容】

- 海外の姉妹友好都市等との文化芸術・人材の相互交流の推進と文化の発信
- 文化交流に取り組む市民・団体等の活動支援
- 音楽イベントや国際交流センターにおける事業等を通じた多文化共生の取組の推進

取組3 若者文化の発信

【概要】

ブレイキンやミュージカルアートなどのストリートカルチャーといった、川崎らしい地域資源である若者文化の発信により本市の魅力を高め「若い世代が集い賑わうまち」をめざす取組を進めていきます。

【内容】

- ミュージカルアートを通じた新たな川崎の文化の発信や魅力の向上
- 地域人材のネットワークの構築と活動等の支援

基本目標 2 人材の育成とつながりによる地域課題への対応

文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養^{かんよう}することから、子どもたちに文化芸術鑑賞や体験などの機会を提供することはとても重要です。また、子どもたちが様々な文化芸術に触れ、楽しめる環境を作ることで、地域の文化芸術活動を支える人材になることも期待できることから、子どもや若者が文化芸術に触れる機会を提供し、人材の育成を図っていきます。

また、地域の人材、企業、文化関係機関等と行政がそれぞれの役割を担い、つながることで、地域全体で文化芸術の振興を図るとともに、アートによるつながりを生み、孤独の解消など地域課題の解決にも寄与していきます。

施策 1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供

文化芸術活動を行う人材や、活動を支える人の育成を進めるとともに、その活躍の場を広げていくことにより、文化芸術を地域で支えていく取組を推進していきます。

また、次世代を担う子どもや若者が身近に文化芸術に触れることができる環境を充実することにより、地域の文化芸術を支える人材を育てていきます。

取組 1 子どもや若者が文化芸術に触れる機会の充実

【概要】

子どもや若者が文化芸術に触れ、楽しむきっかけづくりや、文化芸術活動への支援を充実させていきます。

【内容】

- 東京交響楽団等と連携した、子どもたちが文化芸術を楽しみ、体験できる取組の推進
- 地域の文化団体と学校教育との連携の推進
- 子どもや若者が日頃取り組んでいる文化芸術活動を発表できる機会の提供
- 市内の音楽大学等と連携した子どもや若者の文化芸術活動への支援
- 美術館・博物館等での教育普及事業の展開

取組 2 ボランティアの育成と活躍機会の拡充

【概要】

文化芸術活動を支えるボランティアの育成を行うとともに、ボランティアの方々が活躍できる機会の拡充、企画や運営等への参加等による役割の拡充を行い、持続的な文化芸術のまちづくりに取り組んでいきます。

【内容】

- 文化施設や事業におけるボランティア育成講座の開催
- 文化芸術事業におけるボランティアの活躍の機会の拡大

取組 3 若手芸術家等の育成支援

【概要】

文化芸術活動を行う若手芸術家に対し、発表の場やワークショップ等の機会の提供、人材交流の機会等を通し若い世代の才能発掘や、支援を行っていきます。

【内容】

- 若手芸術家が発表する機会の提供
- 若手芸術家が参加するワークショップ等の開催
- 市内の音楽大学や映画大学の学生や卒業生の演奏・発表の場の設定

施策 2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

市内には、2つの音楽大学と映画の単科大学という文化芸術系の大学、NPO法人、文化団体、文化芸術活動に取り組んでいる企業等、様々な主体が文化芸術活動を行っています。今後も相互の情報の共有化を進め、これら活動主体や行政が連携した総合的な文化芸術活動の推進を図ります。

取組 1 ネットワークづくりの推進

【概要】

文化芸術活動を行う団体・企業・芸術家等のネットワークづくりを推進することにより、新たな連携や芸術家の活躍の機会を創出し、文化芸術活動を支援していきます。また、様々なジャンルのアートに係る人が交流できる場を創出し、相互に学びあい、連携しながら各種文化芸術イベントやシンポジウム、情報の発信等を行う仕組みを創出していきます。

【内容】

- 企業・文化団体・芸術家等のネットワークづくりの推進
- 市内で活動するアーティストやアートディレクターなど市内アート関係者が集う交流会の実施や情報発信、共有の場づくり

取組 2 文化芸術の様々な分野への活用

【概要】

文化芸術を観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育等の様々な分野に活用することにより、新たな価値等を生み、それが文化芸術の本質的価値向上のために再投資される好循環を生み出していきます。

【内容】

- 観光や福祉等に文化芸術を活用する取組

取組 3 文化芸術活動の連携の促進

【概要】

市民や文化団体、大学、企業等の様々な文化芸術活動の実施主体と連携した取組を促進していきます。

【内容】

○市内の文化団体、大学、企業、芸術家等との連携の促進

施策 3 文化芸術によるつながりの創出

文化芸術は、人と人との心のつながりを生み、社会的包摂性を育むとともに、様々な価値観などを認め合う寛容な多様性も育むことができます。

文化芸術活動の機会の提供や情報整備などの環境づくりを推進することによって、多様な市民の参加を促進し、地域のつながりを強めるなど様々なつながりを創出して、孤独の解消など地域課題の解決にも寄与していきます。

取組 1 誰もが文化芸術活動に参加できる機会の提供

【概要】

高齢者や障害のある方など誰もが文化芸術活動に参加し、発表等を行える機会を提供することにより社会参加を進め、目標や生きがいを持ちながらいきいきと生活できるまちづくりを目指していきます。

【内容】

- プラチナ音楽祭など地域で活動している方々の発表の機会や文化芸術活動に参加する機会の提供
- 美術作品展やコンサート、演劇等、障害のある方が地域の方々と文化芸術活動を行い、発表できる場の提供
- 障害のある方が制作した作品等の発表の機会、文化芸術活動を通じた交流の促進や芸術的価値が高い作品等の評価や販売等に係る支援
- 市内の文化資源を活用し、人と人、人と場所、人とモノを緩やかにつなぐ、新たなミュージアムにおける活動を見据えたアートコミュニティ形成の取組（再掲）

取組 2 アートコミュニティの形成

【概要】

文化芸術（アート）が有する様々な価値や魅力、寛容さにより、多様な人々の間にコミュニケーションが生まれ、コミュニティを形成することにより、社会的な孤立の解消、多様性が尊重される社会など、社会的課題の解決に寄与するとともに、新たなミュージアムにおける取組につなげていきます。

【内 容】

- 市内の文化資源を活用し、人と人、人と場所、人とモノを緩やかにつなぐ、アートコミュニケータの活動によるコミュニティの形成
- 文化施設等関係者によるワークショップや広く市民に向けたシンポジウムの開催による連携強化や「アート・フォー・オール」に向けた取組の周知

取組3 文化芸術活動を行うための情報環境の整備

【概 要】

文化芸術活動を行いたい市民と、地域の文化芸術活動ができる場所や活動団体等の情報を結びつけるマッチング機能の充実を目指していきます。

【内 容】

- 文化芸術活動の練習や発表を行える場所等の情報提供の充実
- 文化関係団体とのネットワークづくりや情報発信等の中間支援機能の強化
- ITを活用した情報プラットフォームの開設

基本目標3 市民が文化芸術に触れる場と機会の創出

市内では、美術館やホール等の文化施設での鑑賞だけでなく、文化団体等による美術、音楽、演劇、伝統文化や、地域で受け継がれてきた民俗芸能の保存伝承などの多様な文化芸術活動が行われています。

市民による文化芸術活動がより活発に行われるとともに、誰もが文化芸術に触れ、楽しめる機会を増やしていくことにより、魅力にあふれ、市民がシビックプライドをもって暮らすことができるよう進めていきます。

施策1 文化施設等の効果的な運営

市民の文化芸術活動の拠点ともなる文化関連施設については、適切な管理運営やアウトリーチ活動の実施等により、市民が文化芸術に触れるきっかけとなるほか、市民が身近に文化芸術に触れ、楽しみ、親しむことができる環境を提供していきます。

取組1 施設の特長を踏まえた展示・公演等の実施

【概要】

博物館法や劇場、音楽堂等の活性化に関する法律等の趣旨を踏まえ、各施設の設置目的や運営方針に基づき、施設の特長を踏まえた魅力的で質の高い展示・公演等の事業を通して、文化芸術の創造拠点としての役割や市民の活動拠点としての役割、川崎市の魅力発信拠点としての役割を果たすとともに、博物館においては、まちづくり、観光、福祉といった分野との連携を図り、地域の活力の向上に寄与するよう努めます。

【内容】

○新たなミュージアムの拠点施設は、「リアルなモノ」に出会える機会を提供しつつ、限られた空間を有効活用し、多様性、公平性、アクセシビリティ、包摂性の4つの観点を重視した施設の検討

取組2 施設間の連携・協力

【概要】

施設同士が互いの特性を活かして連携しあうことにより、情報の共有、広報・事業等の充実を図り、地域や文化関連施設相互の魅力を発信していきます。

【内容】

○文化施設相互の連携の拡充

取組3 文化施設等のアウトリーチ活動の充実

【概要】

文化施設の魅力等について、施設内だけにとどまらず、アウトリーチ活動等を通

して展開し、より多くの方に鑑賞の機会を提供することにより、川崎の文化芸術活動の裾野を広げていきます。

【内 容】

- アウトリーチ公演の実施
- 美術館や博物館によるアウトリーチ事業の推進

取組4 バリアフリーの推進

【概 要】

子ども連れの方、高齢者、障害のある方等にも身近に文化芸術に触れていただける機会を提供していきます。

【内 容】

- 施設のバリアフリー化に向けた取組の推進
- 障害のある方に向けた美術・音楽鑑賞プログラム等の推進
- 邦画の字幕上映、集団補聴システム導入等、障害のある方が鑑賞しやすい環境の整備
- 幼児や子ども連れの方が気軽に参加・鑑賞できる親子向けプログラムの充実

取組5 専門人材の養成

【概 要】

施設従事者に関する専門性の確立に向け、研修への参加、文化施設での人材育成等を実施します。

取組6 計画的な修繕の実施

【概 要】

施設の長寿命化や安全性の確保、魅力の増進等のため、中長期の修繕計画に基づき、計画的な修繕を行っていきます。

施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供

まちなかや身近な場所において市民が文化芸術に気軽に触れ、楽しむことができる環境づくりや、デジタル技術の活用を推進し Web での作品などのコンテンツの掲載を行うことにより文化芸術の裾野を広げるとともに、美術館等に足を運びにくい環境の方々にも文化芸術を楽しんでいただける機会を提供します。

取組1 身近に文化芸術に触れる機会の充実

【概 要】

区役所のロビーや商業施設、まちかど等、気軽に立ち寄れる空間での展示会や、音楽、芸能等の鑑賞機会や Web での作品などのコンテンツを提供することにより、

誰もが身近に文化芸術に触れることができる機会を提供していきます。

【内 容】

- 商業施設等の協力による、身近な場所での音楽・映像・美術等の鑑賞機会の創出
- 各区の音楽祭や、区役所ロビーや市民館等での展示会等、地域での発表と鑑賞の場の創出
- 美術館や博物館の作品等のデジタル・アーカイブ化やデジタル技術を活用したミュージアム活動の取組
- ミューラルアートなど公共空間におけるアートの展開

取組 2 誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定

【概 要】

子ども連れの方、病院や施設に入院・入所中の方等に、気軽に文化芸術に触れてもらう鑑賞機会の提供等を行っていきます。

【内 容】

- 市内の老人福祉施設や病院等への巡回公演等のアウトリーチ事業の充実
- 幼児や子ども連れの方が気軽に参加・鑑賞できる親子向けプログラムの充実（再掲）

取組 3 文化芸術活動を行う環境の拡充

【概 要】

施設の有効活用や新たな場の発掘等、市民や文化団体が文化芸術活動を行う環境の充実を目指すとともに文化芸術に触れる機会も広げていきます。

【内 容】

- 既存の施設や、民間施設等を有効活用した文化芸術事業の実施
- 文化施設の開放等による、若手芸術家への活動支援及び、市民の文化芸術活動の裾野拡大

取組 4 文化芸術活動を発表する場の提供

【概 要】

市民や文化団体の文化芸術活動を発表する場所を提供するとともに、そうした発表の情報を広く周知する等の支援をしていきます。

【内 容】

- アンデパンダン展やかわさき市美術展、各区文化祭の開催支援、文化芸術活動に関する発表や顕彰の機会の充実
- アートガーデンや市民館のギャラリー等、作品の展示機会の提供や広報支援
- 文化団体による文化芸術活動への広報等による支援

4 横断的な戦略

文化芸術の振興にあたり、3つの基本目標と、基本目標を達成するための施策に基づく各取組を進めていくだけでなく、次の4つの「横断的な戦略」の実施可能な部分を各々の取組に取り入れることで、誰もが文化芸術に気軽に触れ、親しめることができ、様々な出会いや交流を促進させ、「本計画の目指すまちの姿」を形成していきます。

戦略1	身近に文化芸術に触れ、親しめる環境づくりに向けた取組を推進する
<ul style="list-style-type: none">・まちなかなど身近な場所や Web での鑑賞、体験、演奏などの実施・各種イベントとの連携による市民が身近に感じられる環境づくり・ターゲットに応じた効率的・効果的な情報発信	

戦略2	文化芸術による様々な出会いや交流を促進する
<ul style="list-style-type: none">・文化芸術関係者による交流会・新たなミュージアムにおける活動を見据えたアートコミュニティ形成の取組・イベントなどでの演奏、映像配信や出店などの連携	

戦略3	かわさきパラムーブメント推進ビジョンのレガシーを形成する
<ul style="list-style-type: none">・経済的に余裕がない方、障害者、外国人市民など誰もが文化芸術活動参加への促進・障害者差別解消法に基づき、行政機関に義務付けられている合理的配慮の提供・心のバリアフリーの理解を深め、ソフト面におけるバリアフリー化の推進	

戦略4	民間施設を含めた効率的・効果的な利活用と連携を促進する
<ul style="list-style-type: none">・文化施設とのイベントなどの連携・民間施設などの利活用	

【各取組に取り入れる横断的な戦略】

基本目標 1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり					
施策 1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進		戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
取組 1	音楽によるまちづくり	○	○	○	○
取組 2	映像によるまちづくり	○	○		○
取組 3	「アート・フォー・オール」に向けたまちづくり	○	○	○	○
施策 2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進		戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
取組 1	街道筋の文化芸術を活用したまちづくり	○	○	○	○
取組 2	生田緑地に点在する文化施設が連携した地域の魅力の発信	○	○	○	○
取組 3	芸術のまちづくり	○	○	○	○
取組 4	多摩川を活用したまちづくり	○		○	
取組 5	地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり	○			○
取組 6	企業・産業が産み出す文化芸術の活用	○			○
施策 3 「川崎の文化芸術」の魅力発信		戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
取組 1	魅力的な文化芸術事業の発信	○	○	○	○
取組 2	文化交流の推進		○		
取組 3	若者文化の発信	○	○		

基本目標 2 人材の育成とつながりによる地域課題への対応					
施策 1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供		戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
取組 1	子どもや若者が文化芸術に触れる機会の充実	○	○		○
取組 2	ボランティアの育成と活躍機会の拡充		○	○	
取組 3	若手芸術家等の育成支援	○	○		
施策 2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進		戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
取組 1	ネットワークづくりの推進	○	○	○	
取組 2	文化芸術の様々な分野への活用	○			○
取組 3	文化芸術活動の連携の促進		○		
施策 3 文化芸術によるつながりの創出		戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
取組 1	誰もが文化芸術活動に参加できる機会の提供	○	○	○	○
取組 2	アートコミュニティの形成	○	○	○	○
取組 3	文化芸術活動を行うための情報環境の整備	○	○		○

基本目標 3 市民が文化芸術に触れる場と機会の創出					
施策 1 文化施設等の効果的な運営		戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
取組 1	施設の特長を踏まえた展示・公演等の実施			○	○
取組 2	施設間の連携・協力		○		○
取組 3	文化施設等のアウトリーチ活動の充実	○	○		
取組 4	バリアフリーの推進	○		○	
取組 5	専門人材の養成			○	
取組 6	計画的な修繕の実施			○	
施策 2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供		戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
取組 1	身近に文化芸術に触れる機会の充実	○	○	○	
取組 2	誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定	○		○	
取組 3	文化芸術活動を行う環境の拡充	○			○
取組 4	文化芸術活動を発表する場の提供	○			○

第4章 計画の推進について

1 成果指標

計画期間内（令和6（2024）年度～令和15（2033）年度）において、本計画を着実に推進するため、第3期実施計画の成果指標を活用して、次のとおり成果指標及び目標値を設定します。

成果指標（指標の出典）※下段は算出方法	現状値 （令和3 （2021）年度）	目標値 （令和15 （2033）年度）
文化・芸術活動の盛んなまちだと思える市民の割合 （市民アンケート※）	45.2%	55.0%
「川崎市が文化・芸術活動の盛んなまちだと思えますか」という問いに対して、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合の合計		以上
主要文化施設の入場者数 （市民文化局調べ）	82.3万人	140.5万人
主要文化施設8施設（東海道かわさき交流館、市民ミュージアム、大山街道ふるさと館、藤子・F・不二雄ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）、アートセンター）の入場者数の合計		以上
ミューザ川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率 （市民文化局調べ）	75.63%	75%
ミューザ川崎シンフォニーホールの主催・共催公演に関する、入場者定員数に対する入場者数の割合（入場者数/入場者定員数×100）		以上
年1回以上文化芸術活動をする人の割合 （市民アンケート※）	12.1%	20%
「この1年間に、鑑賞を除いた文化芸術活動をしたことはありますか」という問いに対して、「頻繁（週1回以上）に活動している」「定期的（月1回以上）に活動している」「少なくとも1回は活動したことがある」と回答した人の割合の合計		以上
「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合 （市民アンケート※）	46.3%	60%
市内で身近に音楽に触れたり、実践したりする環境について、「充実していると感じる」「ある程度充実していると感じる」と回答した人の割合の合計		以上
「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合 （市民アンケート※）	11.4%	30%
映画やドラマの撮影の誘致など、映像を通じた、まちの魅力向上や地域の活性化に関する市の取組について、「市の取組を知っており、取組を評価できる」と回答した人の割合		以上
文化・芸術の環境に対する満足度 （市民アンケート※）	29.6%	40%
「川崎市が文化・芸術の環境について、充実していると感じますか」という問いに対して、「そう感じる」「ややそう感じる」と回答した人の割合の合計		以上

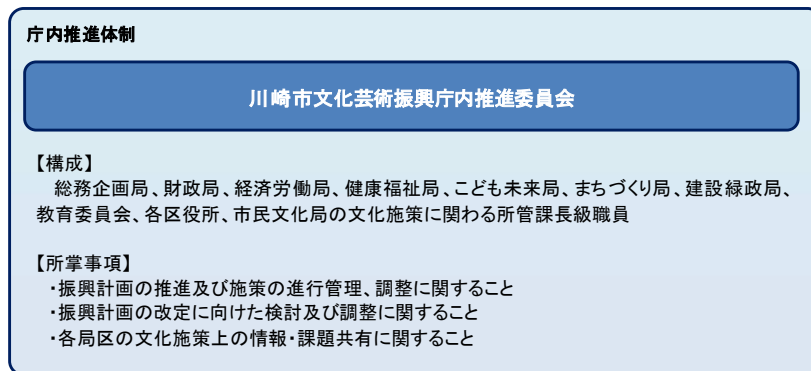
※調査対象：川崎市在住の満18歳以上の個人 調査方法：郵送（回答は郵送、インターネット併用） 発送数：3,000件

2 連携による本計画の推進

(1) 市内連携

本計画は、文化芸術の振興により、市民生活の充実や質の向上、地域の活性化等に資するため、まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育、多文化共生など、幅広い分野を対象として、総合的に文化芸術施策を推進するものです。

そのため、本計画の推進にあたっては、市内における関係部署との連携、協力を進めていくことが重要であるから、関係局区による「川崎市文化芸術振興市内推進委員会」を設置し、中長期的な文化施策のあり方、連携方策等の検討・調整を行っていくほか、本計画の進捗管理も行っています。



(2) 公益財団法人川崎市文化財団との連携

川崎市文化財団は、市民の文化芸術活動を振興し、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的に設立され、多様な文化芸術活動の実施や、川崎能楽堂やアートガーデンかわさきなどの文化芸術施設の管理運営の他、ミュージアム川崎シンフォニーホールや川崎市アートセンターなどの指定管理者制度を導入した施設を本市から受託して運営するなど、文化の専門的な組織として文化芸術の振興に本市と連携して取り組んでいます。

市と文化財団は文化芸術振興の施策を実現する協働のパートナーとして連携してきましたが、多くの市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、市民や文化団体等の多様な主体と連携・協働しながら事業展開することがより効果的と考えられます。今後、本市が目指すまちの姿を形成するためには、市と文化財団はさらに連携を深め、次の役割分担で事業を進めていく必要があります。

《市と文化財団との役割分担》

市	市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に行うことができるよう環境を整備するほか、文化芸術振興施策の推進を通じ、文化芸術が持つ本質的価値によるまちづくりを進める
文化財団	イベント等の事業実施はもとより、川崎の文化芸術を支える人材の育成や多様な活動主体との連携・コーディネートを行う中間支援の取組など専門的な組織としての役割を担う

文化財団がその役割を的確に果たすためには、市のサポートのもと執行体制の強化や安定的な経営基盤の確立、優秀な人材の確保等による機能強化を図り、文化芸術施策の推進における課題や情報を市と文化財団で共有し、双方向のコミュニケーションを深めつつ、文化財団のもとに蓄積された事業展開のノウハウを生かすことにより、文化芸術がより一層振興されるよう連携・協働を深めていきます。

(3) 文化団体、大学、企業等との連携

本計画を着実に推進し、本市の文化芸術を振興していくためには、市民、文化団体、大学等の教育研究機関、企業、NPO、さらに文化芸術に関心を持つ様々な人と連携・協働して取り組むことが重要です。

文化芸術基本法第5条の2では、文化芸術団体（＝文化芸術活動を行う団体）は、「自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。」と規定されています。

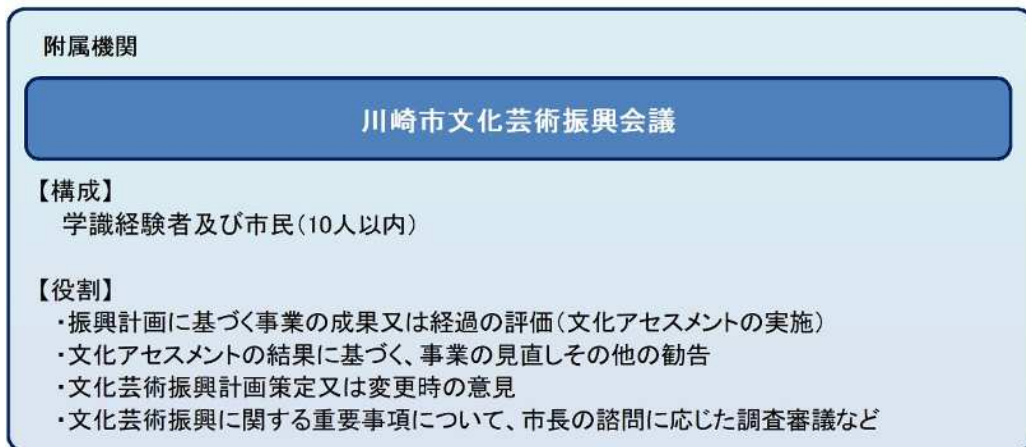
本市は、これまでも文化芸術活動の主役は市民及び文化芸術活動を行う様々な団体等と位置づけ、様々な団体、関係機関等と連携を図りながら、文化芸術振興に取り組んでまいりましたが、今後は、さらに多様な主体と連携を図り、更なる本市の文化芸術振興を推進していきます。

3 計画の進行管理・評価の体制

(1) 川崎市文化芸術振興会議による進行管理等

川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）は、振興条例第9条に基づき、平成17(2005)年10月1日に設置され、本市の文化芸術の振興に関して、様々な意見や審議等を行う附属機関であり、文化アセスメントを行う役割を担っています。

本計画の推進にあたっては、振興会議からの様々な意見を参考にするとともに、文化アセスメントを受けながら進捗を図っていきます。



(2) 文化アセスメントを活用した施策の総合マネジメント

振興条例第8条に基づき、振興会議が文化アセスメントを実施し、本計画上の事業の取組の進捗と方向性を検証していきます。

文化アセスメントは、振興会議が本計画上の取組の成果や経過を評価するとともに取組に対する提言を行うことにより、創造的かつ持続的な文化芸術活動の振興を図ることを目的とした事業評価のシステムです。

文化アセスメントの内容については、年度ごとに公表し、市の文化芸術振興施策の内容や進捗の情報を発信していきます。また、毎年度、文化アセスメントの結果に対する市の対応状況について、振興会議に報告し公表することにより、進行管理を行っていきます。このように、文化アセスメントは、本計画とともに市の文化芸術振興施策の総合マネジメント・システムを構成するものです。

(3) 計画の年度管理

本計画における施策の進行管理のため、各施策に位置づける事業について、その進捗状況を調査・点検することにより、各施策の進行管理を行っていきます。

また、数値化された成果指標等に基づく進行管理を行うだけでなく、文化芸術振興庁内推進委員会において、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へとつなげることなどにより、文化芸術の振興における「PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクル」の役割を担っていきます。

参 考 资 料

1 本計画策定の経過

本計画にあたっては、川崎市文化芸術振興会議からの意見、川崎市文化芸術振興庁内推進委員会での庁内における検討、市民アンケート、文化芸術団体へのアンケート及びヒアリング、パブリックコメント手続きを実施いたしました。

【実施結果】

実施日		実施内容
令和5年	5月30日	第62回川崎市文化芸術振興会議
	7月12日	第1回川崎市文化芸術振興庁内推進委員会
	7月～9月	文化芸術団体へのヒアリング
	8月	文化芸術団体へのアンケート
	8月25日 ～9月5日	かわさき市民アンケート
	8月2日	第63回川崎市文化芸術振興会議
	9月29日	第64回川崎市文化芸術振興会議
	10月17日	第2回川崎市文化芸術振興庁内推進委員会
	11月24日 ～12月25日	パブリックコメント
令和6年	2月19日	第3回川崎市文化芸術振興庁内推進委員会
	2月22日	第65回川崎市文化芸術振興会議

【川崎市文化芸術振興会議委員名簿（第6期）】

氏名	役職・所属団体等	備考
秋山 明	市民委員	
犬飼 三千子	画家・版画家	
垣内 恵美子	政策研究大学院大学 名誉教授	会長
川崎 一泰	中央大学 総合政策学部 教授	副会長
佐藤 敦子	高崎経済大学 経済学部 准教授	
佐藤 昌弘	洗足学園音楽大学 教授	
三瓶 清美	川崎商工会議所 専務理事	
関 昭三	川崎市総合文化団体連絡会 理事	
永松 健志	市民委員	
藤嶋 俊會	美術評論家	

2 アート・フォー・オールについて

■誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境「アート・フォー・オール」

本市には地域に根差した多様な文化や、ミューザ川崎シンフォニーホール、藤子・F・不二雄ミュージアム、日本民家園、岡本太郎美術館、アートセンター、音楽大学や映画大学など豊かな文化芸術資源があり、アマチュアからプロフェッショナルまで幅広い文化芸術活動が多彩に展開されています。

令和5年に実施した市民アンケートによると、文化芸術活動に対して興味がない(58.7%)、文化芸術の鑑賞や受講をしなかった(55.8%)、文化芸術に関わる活動を行わなかった(85.4%)という結果で、文化芸術資源が豊富にも関わらず、市民の皆さんに活用され、様々な活動が届いているとは言えない状況です。

また、超高齢社会への対応、地域コミュニティの希薄化による社会的孤立の解決に、多様な個性を否定せずに受け入れるアートの特性が有効と言われるとともに、様々な障壁を取り除き、誰もが社会参加できる環境を作り出すダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の重要性の高まりや、新型コロナウイルス感染症拡大により、人々に安らぎや勇気、希望を与え、つながりを生むアートの必要性が改めて認識されました。

こうした背景から、共有財産としての文化芸術資源の活用や展開と、様々な社会課題の解決に向け、誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境「アート・フォー・オール」を実現し、「最幸のまちかわさき」＝Well Being につなげることを目指して取組を推進します。

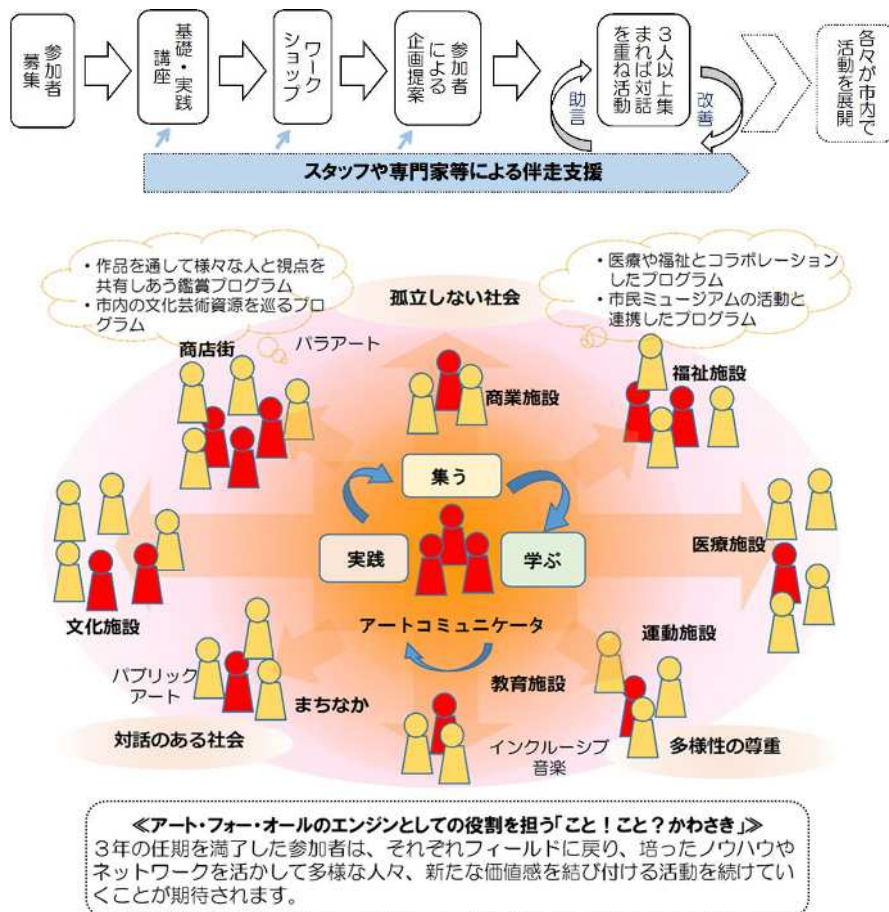
【取組1 アートコミュニティ形成プロジェクト「こと！こと？かわさき」】

誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境をつくるためには、文化関連施設のみならず、市内の身近なところでの活動や暮らしに寄り添う活動により、興味の無い層やアートにアプローチしにくい層へも届け、身近に文化芸術に触れ、アートを身近に感じて親しみ、様々な出会いや交流が促進され、自由で多様な創作活動が生まれ、新たな価値を生み出せる仕組みづくりが重要となります。

そこで、令和6（2024）年度から、アートコミュニティ形成プロジェクト「**こと！こと？かわさき**」を始動します。アートコミュニティ事業の実績を重ねている東京藝術大学の協力を得て、川崎のまちをフィールドに、アートが有する様々な価値や魅力、懐の深さによって、人と人、人と場所、人とモノの間に、コト（対話を通して人それぞれの感性や考え方を認め合う多様なコミュニケーション）を生み出し人々がつながりあう、コミュニティを育む取組です。

公募で集まったプロジェクトの主体となるアートコミュニケーターは、プロジェクトのスタッフや専門家等と学びあいながら、アートを介してコミュニケーションを豊かにする活動に取り組むとともに、様々な背景を持つアートコミュニケーター同士が集い、対話を重ね、新たな価値を生んでいきます。こうした活動が広がることにより、多様性に富んだ、個性豊かな活動が市内で数多く展開され、これまで届きにくかった層へも身近に文化芸術に触れ、参加できる環境の創出につなげるとともに、新たなミュージアムの取組へもつなげていくことを目指します。

市内の文化芸術資源だけでなく、福祉や医療の現場などとも連携し、アートを通じて様々な人がつながるコミュニティをつくることで、社会的包摂性が高く、寛容で多様性を育む「対話のある社会」「孤立しない社会」「多様性の尊重される社会」など、誰でもつながりあえる、心豊かなまちを目指します。



【取組2 「アート・フォー・オール」プラットフォーム構築に向けて】

市内の多彩なアート活動が有機的につながり、関係する情報の共有や発信、コラボレーション事業の創出や相互支援等、総合的にアート活動を活性化する仕組みをつくり、様々な社会課題の解決にもつながる、誰もがアートに触れ、参加できる環境「アート・フォー・オール」の実現を目指します。

具体的には、つながりづくり（ネットワークの形成）として、交流会等の開催によるアート関係者の顔の見える関係づくりやWeb上のコミュニティの創出に取り組みます。

また、民間施設や公共施設の新たな活用など活動場所の発掘や調整、継続的な活動に必要な資金調達（クラウドファンディングの活用支援、各種助成金の紹介等）や広報など、運営方法に関するアドバイス等、アート活動をより活性化するための支援を行っていきます。

新たにウェブサイトを立て上げ、幅広いジャンルの文化芸術活動へアプローチする入口にするとともに、SNS等も活用しながら、多彩な各取組がより多くの市民に届けられる仕組みを整備することで、多様な人が各活動へ参加しやすい環境を創出します。

3 市民アンケート

本計画の策定や今後の文化芸術振興施策の参考とすることを目的として、市民アンケートを実施いたしました。

(1) 調査の概要

- ・調査対象 川崎市在住の満18歳以上の個人
- ・調査方法 インターネット調査
- ・調査時期 令和5年8月25日～9月5日
- ・有効回収数 1,500標本

※令和5年度第1回かわさき市民アンケートの調査項目2「文化芸術について」として実施

(2) アンケート結果（抜粋）

問1 あなたが、過去1年間に、鑑賞した文化芸術などがありますか。（複数回答）

項目	平成30年度	令和3年度	令和5年度	令和3年度からの増減
音楽（オペラ、オーケストラ、室内楽、合唱、吹奏楽、ジャズ、ポップス、ロック、歌謡曲など）	21.7%	10.7%	18.6%	7.9
美術（絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真など）	21.3%	5.9%	14.5%	8.6
演劇（現代演劇、人形劇、ミュージカルなど）	10.4%	4.3%	9.0%	4.7
舞踊（日本舞踊、バレエ、モダンダンス、コンテンポラリーダンスなど）	3.0%	1.4%	2.5%	1.1
映画（アニメを除く）	35.1%	11.4%	25.2%	13.8
アニメ映画、コンピュータや映像を活用したアート（メディアアート）など	11.4%	4.7%	10.6%	5.9
伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎など）	3.8%	1.0%	3.5%	2.5
芸能（講談、落語、浪曲、漫才など）	3.5%	1.3%	3.7%	2.4
歴史的な建物や遺跡（建造物、遺跡、名勝地（庭園など）の文化財）	19.4%	4.8%	12.5%	7.7
その他	5.2%	1.4%	0.1%	▲1.3
鑑賞しなかった	36.2%	73.8%	55.8%	▲18.0

- ・過去1年間に文化芸術を鑑賞した人は、平成30年度の約6割と比べて、令和5年度は約4割と少ないが、新型コロナウイルス感染症拡大後の令和3年度の約2割から増えており、回復傾向となっている。

問2 あなたが、過去1年間に行った創作や出演、習い事などやボランティアとして、文化芸術に関わる活動はありますか。(複数回答)

項目	平成30年度	令和3年度	令和5年度	令和3年度からの増減
文学、音楽、美術、演劇、舞踊などの作品の創作	4.2%	4.4%	3.6%	▲0.8
音楽の演奏や、演劇・舞踊・映画への出演など	5.1%	3.9%	4.3%	0.4
音楽、舞踊、茶道、華道、書道などの習い事の受講	4.1%	3.8%	2.7%	▲1.1
地域の芸能や祭りへの参加	4.3%	1.7%	4.8%	3.1
子どもの文化芸術体験のための支援活動	1.8%	1.9%	1.3%	▲0.6
美術館・博物館などにおける案内や作品解説などの支援活動	1.3%	1.5%	1.3%	0.2
音楽祭・映画祭などの開催のための支援活動	1.0%	1.1%	1.4%	0.3
歴史的な建物や遺跡などを保存・活用するための支援活動	0.9%	1.5%	1.5%	0.0
その他	7.0%	0.1%	0.1%	0.0
活動しなかった	78.1%	86.7%	85.4%	▲1.3

・過去1年間に文化芸術に関わる活動した人は、平成30年度の約2割と比べて、令和5年度は約1割と少ないが、新型コロナウイルス感染症拡大後の令和3年度よりも若干増えている。しかしながら、活動した人は依然として低いままとなっている。

問3 あなたは「芸術文化活動」に対してどの程度興味がありますか。

項目	令和3年度	令和5年度	令和3年度からの増減
興味がある	15.5%	10.3%	▲5.2
どちらかというに興味がある	33.1%	31.0%	▲2.1
どちらかというに興味がない	24.5%	26.8%	2.3
興味がない	26.9%	31.9%	5.0

・「興味がある」と「どちらかというに興味がある」を合計した興味がある人は、令和3年度と比べて減少している。

問4 あなたが、次の芸術文化活動のジャンルの中で最も興味があるものを1つ選んでください。

項目	令和3年度	令和5年度	令和3年度からの増減
音楽系	35.0%	40.6%	5.6
映像・動画系	18.5%	24.8%	6.3
美術系	15.0%	10.1%	▲4.9
学習系（文学・自然科学など）	13.3%	8.9%	▲4.4
演劇・舞踊系	10.0%	6.3%	▲3.7
伝統芸能系	7.1%	5.9%	▲1.2
その他	1.0%	3.3%	2.3

・最も興味があるジャンルについては、「音楽系」が40.6%と最も高く、次いで「映像・動画系」が24.8%、「美術系」が10.1%と続いている。

問5 あなたが身近に感じ、親しめると思う文化芸術はどのようなものですか。次の中から最も近いものを1つ選んでください。

項目	令和5年度
ホール・劇場、映画館、美術館などでの鑑賞	35.6%
オンライン（インターネット）での音楽ライブや映画などの鑑賞	10.0%
創作や活動支援（ボランティア）	1.7%
まちなかや商業施設などでの音楽ライブや展覧会などのイベント	5.9%
市民による劇や展覧会などの地域の文化芸術団体の活動	1.7%
文化芸術に関する十分な情報	2.7%
文化芸術の活動を発表する場や機会が充実	1.1%
子どもの文化芸術の体験や機会が充実	1.9%
障害のある人もない人もすべての人の鑑賞や活動の機会が充実	1.5%
ミューラルアートなどの若者文化	0.4%
民族芸能や文化財の保存や活用	2.8%
その他	0.0%
特にない	34.7%

・身近に感じる文化芸術については、「ホール・劇場、映画館、美術館などでの鑑賞」が35.6%と最も高くなっているが、「特にない」が34.7%と同程度となっている。

4 文化芸術団体等へのアンケート

本計画の策定にあたり、日頃から文化芸術活動に取り組まれている市内の文化芸術団体の活動状況等について把握することを目的として、アンケートを実施いたしました。

(1) 調査の概要

- ・調査対象 川崎市総合文化団体連絡会に所属する文化芸術団体9団体
(川崎市文化協会、各区文化協会、川崎文化会議)
- ・調査方法 調査票による調査
- ・調査時期 令和5年8月
- ・有効回答数 9団体

(2) アンケート結果（抜粋）

ア 各文化芸術団体の状況について

問1 貴団体に加盟する文化芸術団体の団体数は、5年前と比較して増加していますか。それとも減少していますか。	
1 増加している（5年前と比較して1割以上増加）	2団体
2 あまり変わらない（5年前と比較して増減が1割未満）	4団体
3 減少している（5年前と比較して1割以上減少）	3団体

問2 貴団体の活動は、5年前と比較して活性化していると思いますか。	
1 思う	4団体
2 思わない	2団体
3 どちらとも言えない	3団体

イ 各文化芸術団体に加盟する団体の状況について

問3 加盟団体が活動する際に課題となっていることは何ですか。（いくつでも）	
1 活動場所の確保	4団体
2 活動資金の確保	1団体
3 活動員（ボランティアを除く）の確保	1団体
4 活動を支援するボランティアの確保	0団体
5 指導者・助言者がいない	0団体
6 他の団体との連携が不足している	3団体
7 活動を周知する機会が少ない	3団体
8 活動員が高齢化している	9団体
9 次の世代への活動継承	8団体
10 その他（具体的に：会員の若返りが難しい）	1団体
11 特になし	0団体

問4 加盟団体が練習や発表で施設を利用する上で、支障となっていることは何ですか。 (いくつでも)	
1 関連する情報が少ない	0 団体
2 入場料や使用料が高い	2 団体
3 利用時間が短い	1 団体
4 予約が取りづらい	8 団体
5 規模の適した会場が少ない	4 団体
6 設備が足りない・不十分	1 団体
7 その他（具体的に：会場となる施設が少ない／利用時間の区分／ 利用時間の延長への対応）	3 団体
8 特にない	0 団体

問5 加盟団体は子どもや若者の一層の参加を促すために、どのようなことに取り組んでいますか。(いくつでも)	
1 子どもや若者に向けたイベントや企画を実施する	9 団体
2 地域の団体（町内会・自治会など）と連携して鑑賞や参加の機会を提供する	4 団体
3 教育機関と連携して鑑賞や参加の機会を提供する	6 団体
4 他の文化芸術関係団体と連携して鑑賞や参加の機会を提供する	1 団体
5 教育機関やこども文化センターなどへの情報提供の機会を充実する	4 団体
6 その他	0 団体
7 特にない	0 団体

問6 加盟団体はどのような媒体を活用して活動に関する情報を発信していますか。 (いくつでも)	
1 テレビ、ラジオ	0 団体
2 新聞、雑誌、地域誌（記事、広告など）	5 団体
3 自治体が発行する広報物（市政だよりなど）	6 団体
4 チラシ、ポスター、パンフレット	9 団体
5 インターネットサイト（ホームページ、ブログ、動画サイトなど）	5 団体
6 SNS（X(旧 Twitter)、Facebook、Instagram など）	2 団体
7 家族、友人、知人などの口コミ	7 団体
8 その他	0 団体
9 特にない	0 団体

問7 加盟団体が活動する際にどのような情報が必要ですか。(いくつでも)	
1 活動場所などに関する情報	3 団体
2 文化イベントなどに関する情報	2 団体
3 他の団体に関する情報	3 団体
4 人材育成に係る研修や講習会などに関する情報	3 団体
5 活動支援策(助成金等)に関する情報	6 団体
6 広報協力等に関する情報	8 団体
7 その他	0 団体
8 特になし	0 団体

問8 本市の文化芸術振興施策に最も必要だと、貴会が思う取組は何ですか。(自由記載)
・文化活動で利用しやすい施設(場所、料金、設備)の充実
・文化施設や会場(ホール、ギャラリー等)の増加
・文化芸術の専門的職員(支援担当)の増加
・行政の支援、文化事業への理解
・子どもの文化芸術体験に必要な経費補助
・団体間の連携、全体での課題解決に向けた取組

5 文化芸術団体等へのヒアリング結果

本計画の策定や今後の文化芸術に関する事業推進の参考とすること及び文化芸術振興の課題等の把握することを目的として、川崎市文化協会や各区文化協会等の文化関係団体の他、中学校美術科教育研究会、支援学校など17団体に本計画策定の考え方等を説明のうえ、意見交換を実施しました。

(1) 調査の概要

- ・調査対象 川崎市総合文化団体連絡会に所属する文化芸術団体9団体
(川崎市文化協会、各区文化協会、川崎文化会議)
中学校美術科教育研究会、田島支援学校、中央支援学校、
障害福祉施設事業協会、川崎市民俗芸能保存協会、
川崎老人クラブ連合会、アートスナックかわさき、
新たなミュージアムに関する基本計画懇談会
- ・調査方法 聞き取りによる調査
- ・調査時期 令和5年8月から9月

(2) ヒアリング結果

ア 団体の世代交代が進まない。若い世代が加入しない。

【主な意見】
・会員が50代以上。40代がいない。50代もいない会もある。
・伝統芸能は年齢の高い会員が多い。年を追うごとに団体数が減っている。
・自分たちは、若いころに体験することで今の会に入った。小中学校と連携し、体験の機会をもらい、入会してくれる子もいるが、塾等の理由で退会してしまう。
・中学校・高校等で体験会の機会をもらうが、「楽しかった」で終わってしまい加入につながらない。
・市民プラザの茶室で教えている。中学校の茶道部を招いて教えることもある。子ども一日体験などもやっていて、そこから中学の茶道部に入学した子もいる。
・バレエや日本舞踊、ピアノ、ダンスなどは、小学生の履修は増えてきているが、高学年になると塾に流れる。小学校で体験研修やっても、そのまま続かない。
・教員の働き方改革で、部活動を地域へという流れがあるので、市にはぜひ橋渡しをしてほしい。学校とつながることが、若い世代の加入につながる。
・昔は、企業が文化クラブをもち、働きながら文化活動に参加できた。文化活動での企業との連携を進めるのは難しいと思う。

イ 練習場所や会場がなかなか取れない

【主な意見】
・200～500名程度の使い勝手のいい中ホールが少ない。多様に利用できる施設があるべきだし、市民の発表の場であるギャラリーももっとあっていい。
・企業や学校、団体が持っているホール等の施設を市民に貸し出してもらいたい。

<ul style="list-style-type: none"> ・地域の拠点が無い。新しい施設を建てるのは厳しいと思うので、企業の空いている施設などを活用してはどうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の体育館や音楽室を使わせてもらいたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・PTAのコーラスは学校の施設を使えたが、学校の敷居は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外でルールを決めて練習ができる場所があれば、歩いている人が気付くなど身近な場所で文化芸術に触れることができるので、そういう場所があればよいと思う。

ウ 情報発信について

<p>【主な意見】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市政だよりや地域情報誌で情報を得る市民は多い。こうしたツールを活用して情報発信することは大事である。
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者には新聞折り込みが効果的だが、若者は新聞を見ないし取らない。地域のイベントを宣伝するには、SNSの活用が必要だと思う。

エ 文化芸術に触れる機会の創出について

<p>【主な意見】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・川崎には、アートに関心のある多様な人たちがいるので、そうした人たちに寄り添い、行政としてどう支援していくが大事だと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・アートの語源は、人間の創造物全てを指し、スポーツやその応援もすべてが表現活動。精神的に幸福な生を全うする上で、自己表現や集団による創造活動が欠かせないものであることを、議論の共通のベースにしてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの時は色々な体験の場が用意されていたが、若者になってから、そういった場がない。その辺を意識してもらいたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・身近に触れる、出会いと交流促進、施設の利活用は、新たなミュージアムの基本構想ともつながり、文化の振興から地域課題の解決に踏み込むのは、全国の博物館が抱えている課題でもあり、推進してもらいたい。

オ 学校との連携について

<p>【主な意見】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・区や学校、先生によって文化芸術への取り組み方が異なる。PTA等の協力も必要ではないか。こういう取組に、文化協会として絡んでいきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・日本の場合、次世代への文化資源の移譲が、家庭の文化レベルに左右され、機会均等に至らず失われる才能が多くあることはとても残念。文化芸術を一つの社会資源として、体験活動や鑑賞の機会を含めて、若年世代に多くの機会が与えられるような政策を、学校との連携により、充実させてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちは、1台ずつタブレットを持っている。そのソフトに、芸術鑑賞の場を入れて欲しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・世代交代を進める上で、小学校へのアプローチの意見があるが、小学生に文化は難しすぎる。社会人なりたての若い層にすべき。

- ・昨年度、小学校から体験講座の依頼が多くあり、文化協会で講師を派遣して実施した。今年になり、中学校からも多くの依頼が入っている。若い世代が芸術に触れる機会を増やすなら、行政の方で材料費等を援助する制度が必要だと思う。

カ 支援学校の意見

【主な意見】
・音楽科と美術科併せ、3人しか教員がいないため、なかなか新しい取組を展開できない。芸術の関連団体が、学校に入ってきてくれるのは歓迎したい。
・ダンス等も生徒に好評である。音楽大学の学生と連携したり、介護体験や教育実習で学校に来た際、つながりができた。
・音楽や芸術に触れる際は、小学生、中・高等部の生徒全員を対象としている。先生が支援し、出来るかぎり参加させている。
・外資系企業から毎年寄附をいただいております、そのお返しに、生徒の作品を寄贈し、会社内で作品の展示をしてくれている。
・「夏休みを楽しく過ごす会」に、プロのオーケストラが来てくれ弦楽4重奏を演奏してくれた。地域からはハンドベルの団体や和太鼓の演奏もあった。そういう取組を充実させて欲しい。
・鉄道に興味のある生徒もあり、遠足で博物館視察を企画するが、支援学校ではなかなか実現しない。

キ コロナ禍での活動について

【主な意見】
・文化芸術の振興と言いながら、市民館をコロナ接種会場に利用することはやめて欲しい。この3年間で失われたものは大きい。
・借りられる会場が少なく発表場所がなかったことから、活動をやめてしまった団体がある。(87→70会員)
・書道を教えているが、コロナで生徒は半分になった。若い人に関心を持ってもらうような、アートとしての書など形式にこだわらないことも必要と感じている。
・高齢者の会員は、活動がいきがいとなっている人が多い。活動を継続したことで会員が増えた。
・市民館が利用できなかったが、民間の場所を確保し、感染症対策を行いながら活動を続けたことで、会員が10数名増えた。
・市民館のギャラリーを利用し、発表の場は維持した。
・無観客演奏会をやった。
・市民館が使えなかったため、誌上句会をやった。事務局負担が増えて、スタッフのエネルギーが低下し、句集の休刊に追い込まれた。
・文化財団の会館使用料の半額補助、あれは非常によかった。

ク その他

【主な意見】
・音楽祭を2年間中止し、令和4年度に再開したら、観客数が以前よりだいぶ増えている。
・障害者だけでなく、外国人にも文化芸術に触れる機会をもっと作るべきだと思う。
・美術館の学芸員とか、文化協会の先生方と、子ども達が話す機会があれば、地域とミュージアム、学校が繋がるきっかけになると思う。
・企業は、地域レベルまで下りてきていない。企業が貸してくれる場所が、なくなってきている。
・老人クラブと連携はしたいのだが、文化協会の加入にはなかなか繋がらない。イベントや講座のチラシなど、情報共有の体制は進めたいと思う。

6 パブリックコメント手続き結果（概要）

（1）概要

本市では、平成 26(2014)年 3 月に策定（平成 31 年に改訂）した「第 2 期川崎市文化芸術振興計画」に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進しています。

この度、令和 6 年 3 月に計画期間が終了することに伴い、引き続き、文化芸術振興を推進していくため、社会状況の変化や国の動向、本市の取組など、文化芸術を取り巻く状況の変化等を踏まえて、「第 3 期川崎市文化芸術振興計画」の案を作成し、市民の皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、合わせて 10 通 25 件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

（2）意見募集の概要

【件名】 第 3 期川崎市文化芸術振興計画（案）について

【募集期間】 令和 5(2023)年 11 月 24 日(金)～ 令和 5(2023)年 12 月 25 日(月)

【提出方法】 電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAX

【周知方法】 川崎市ホームページ、市政だより、紙資料の閲覧（各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館、情報プラザ（川崎市役所本庁舎 2 階）、市民文化局市民文化振興室）

（3）結果の概要

- ・意見提出数 10 通（電子メール 10 通、FAX 0 通、郵送 0 通）
- ・意見件数 25 件（電子メール 25 件、FAX 0 件、郵送 0 件）

（4）御意見の内容と対応

パブリックコメントでは、第 3 期川崎市文化芸術振興計画（案）の趣旨に沿った意見や、今後の事業を推進するにあたって、参考とさせていただいた意見などが寄せられました。

また、意見内容を反映することで、計画の内容をより明示できる意見が寄せられたことを踏まえ、加筆するとともに、所要の整備を行いました。

【御意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
1 計画全般に関すること		1		1		2
2 第1章「第3期文化芸術振興計画の策定にあたって」に関すること						
3 第2章「本計画の基本的な考え方」に関すること		1				1
4 第3章「本計画の体系と施策の展開」に関すること		5	1	8	1	15
5 第4章「計画の推進について」に関すること			1	4		5
6 その他				1	1	2
合 計		7	2	14	2	25

御意見に対する本市の考え方の区分

A：意見を踏まえ反映したもの B：意見の趣旨が案に沿ったもの C：今後の参考とするもの
D：質問・要望で案の内容を説明するもの E：その他

7 川崎市文化芸術振興条例

平成17年3月24日条例第8号

川崎市は、歴史的には東海道や大山街道などの街道と宿場、川崎大師の参詣^{けい}などにおける人の往来と営みの中でその文化を育^{はぐく}んできた。工業都市へと発展した近代では、就労の場を求めて多くの人が集まり、現代では国際化の進展により様々な外国人市民が集う都市として多彩な文化の集積地となっており、多様性を受け入れ、育ててきた歴史がその文化の基底にある。

地理的にも、多摩川に沿って東京湾から細長く伸びる地形により、海に臨む景観から、稲毛川崎二ヶ領用水沿いの水潤む光景、そして里山の緑の重なる風景に至るまで、変化に富んだ多様な様相を呈し、文化の一面を形作っている。

こうした歴史と風土が織り成す人々の営みの中で、川崎市の多様な文化は育ち、芸術が芽生えたのであるが、古来、文化芸術は、人の心に潤いと安らぎを与え、感性を豊かにし、生きる喜びをもたらしてきた。また、文化芸術は、人の発想や創造力を豊かにし、共感する心を育^{はぐく}み、相互理解を深め、明日を担う子どもたちが健やかに成長する土壌をつくり、高齢者の心のよりどころとなってきた。更に、災害時の困難を乗り越える大きな力となっているだけでなく、都市生活を変革する力となり、都市の個性を表現し、生き生きとした経済活動の基盤をつくる原動力ともなっている。

このように文化芸術は、今日、市民が人間らしく豊かに暮らすために不可欠のものであり、世界平和の礎を築き、都市生活の質を高める重要な役割を担うとともに、創造的な市民や企業を育て、持続的に発展する都市をつくり出す源となるものである。

ここに、川崎市は、これまで培われてきた文化芸術を継承し、発展させ、新たな文化芸術の創造の促進を図ることにより、個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び企業の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主性及び創造性が発揮されることを旨として、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、優れた文化芸術が深い感動と喜びをもたらすことを踏まえ、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境が整備され、文化芸術の発展が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性を尊重し、地域で育まれてきた多様で特色ある文化芸術の保存及び活用並びに市の内外の地域との文化芸術の交流が図られなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、文化芸術の振興に当たっては、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第2条に定める事項が尊重されなければならない。

(市の役割)

第3条 市は、市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に行うことができるよう環境を整備するほか、文化芸術振興施策を推進することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。

(市民及び企業の役割)

第4条 市民及び企業は、文化芸術活動の担い手として、その活力及び創意を生かすとともに、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。

(文化芸術振興施策)

第5条 市は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、広く市民が文化芸術の恵沢を享受できるよう努めるとともに、市民及び企業と協働して行うよう留意するものとする。

2 市は、文化芸術振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(他の施策への文化的視点)

第6条 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化的な視点に配慮するよう努めるものとする。

(文化芸術振興計画)

第7条 市長は、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。

- 2 振興計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 本市の文化芸術の振興を持続的に推進するために必要な仕組みの整備に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項
- 3 市長は、振興計画を策定しようとするときは、川崎市文化芸術振興会議の意見を聴くとともに、市民の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、振興計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

(文化アセスメント)

- 第8条 市長は、振興計画に基づく事業の成果又は経過について、川崎市文化芸術振興会議の評価（以下「文化アセスメント」という。）を受けなければならない。
- 2 川崎市文化芸術振興会議は、文化アセスメントを行う場合において、必要があると認めるときは、事業の見直しその他の勧告をすることができる。
 - 3 市長は、文化アセスメントを受けたときは、その内容を公表するものとする。
 - 4 市長は、振興計画の変更にあたっては、文化アセスメントの内容を反映させるよう努めるものとする。

(文化芸術振興会議)

- 第9条 この条例に定めるもののほか、文化芸術の振興に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。
- 2 振興会議は、委員10人以内で組織する。
 - 3 委員は、市民及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
 - 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、振興会議に臨時委員を置くことができる。
 - 6 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第7条から第9条までの規定は、規則で定める日から施行する。（平成17年9月15日規則第98号で平成17年10月1日から施行）

附 則（平成29年10月6日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

8 川崎市文化芸術振興会議規則

平成17年9月15日規則第99号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市文化芸術振興条例（平成17年川崎市条例第8号）第9条第6項の規定に基づき、川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

- 第3条 振興会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 振興会議は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。
- 2 振興会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければならない。
 - 3 振興会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 振興会議は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 振興会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長 1 人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を振興会議に報告するものとする。
- 5 部会の会議については、前 2 条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 振興会議の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日規則第 16 号抄)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日規則第 13 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

9 文化芸術基本法

平成 13 年法律第 148 号

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第六条)

第二章 文化芸術推進基本計画等 (第七条・第七条の二)

第三章 文化芸術に関する基本的施策 (第八条—第三十五条)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備 (第三十六条・第三十七条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければ

ならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。))にあつては、その長は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸

術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。
2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則〔平成十三年十二月七日法律第百四十八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成三〇年六月八日法律第四二号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年六月一三日法律第四七号抄〕
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年六月七日法律第二六号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

10 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成 24 年法律第 49 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆(きずな)を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又

は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

（劇場、音楽堂等の事業）

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

（劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割）

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（実演芸術団体等の役割）

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（国の役割）

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等）

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

（国及び地方公共団体の措置）

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（国際的に高い水準の実演芸術の振興等）

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
 - 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

（国際的な交流の促進）

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸

術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

11 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成 30 年法律第 47 号

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本計画等（第七条・第八条）

第三章 基本的施策（第九条—第十九条）

第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に

関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
 - 二 専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
 - 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等(以下「障害者の作品等」という。)の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共

団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則〔平成三十年六月十三日号外法律第四十七号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市